



BEPSへの対抗措置を踏まえた税務戦略

-グローバルな税務ガバナンスの構築-

KPMG税理士法人 パートナー 角田伸広

目次

- 1 BEPSへの対抗措置
- 2 移転価格課税の実務
- 3 グローバル税務の諸課題
- 4.投資家目線でも税務戦略を評価
- 5.ROEの税引き後利益-Tax SavingとROE
- 6.国税庁から見た税務ガバナンス
- 7.参考資料



1. BEPSへの対抗措置

BEPSに関するOECD報告書(2013年2月) (Addressing Base Erosion and Profit Shifting)

多国籍企業による課税ベース浸食と利益移転による収税減。

経済活動と税負担の拠点間のずれが実効税率低下へ影響。

グローバルなビジネスモデル、バリューチェーンの課税問題。

ハイブリッド・ミスマッチのアレンジや裁定の効果を減殺する方策を策定。

移転価格規則の改善と明確化により、政策的観点から望ましくない結果を
生み出している無形資産に係る現行ルールを改善。

BEPSで問題とされたビジネスモデル

製造・販売・研究開発拠点の国際的再編による利益移転

関連者間取引におけるPrincipal Model構築のための事業・組織再編

グローバルな事業・組織再編による本国からの離脱

- ・ タックス・ヘイブンへの無形資産のLegal ownership一括譲渡
- ・ 費用分担取極めでの子会社のバイ・イン支払い参加と将来の研究開発

Corporate Inversionによる関連当事者の機能変更

ICTを活用したダイレクト販売モデルによる各国拠点機能の消失

Double Irish with a Dutch Sandwich

無形資産に係る超過利益を軽課税国(バミューダ等)へ集約化する租税回避スキーム。

1980年代にAppleが開発したと言われ、Google、Facebook及びMicrosoftが利用。

Check-the-boxによる米国タックスヘイブン対策税制回避。

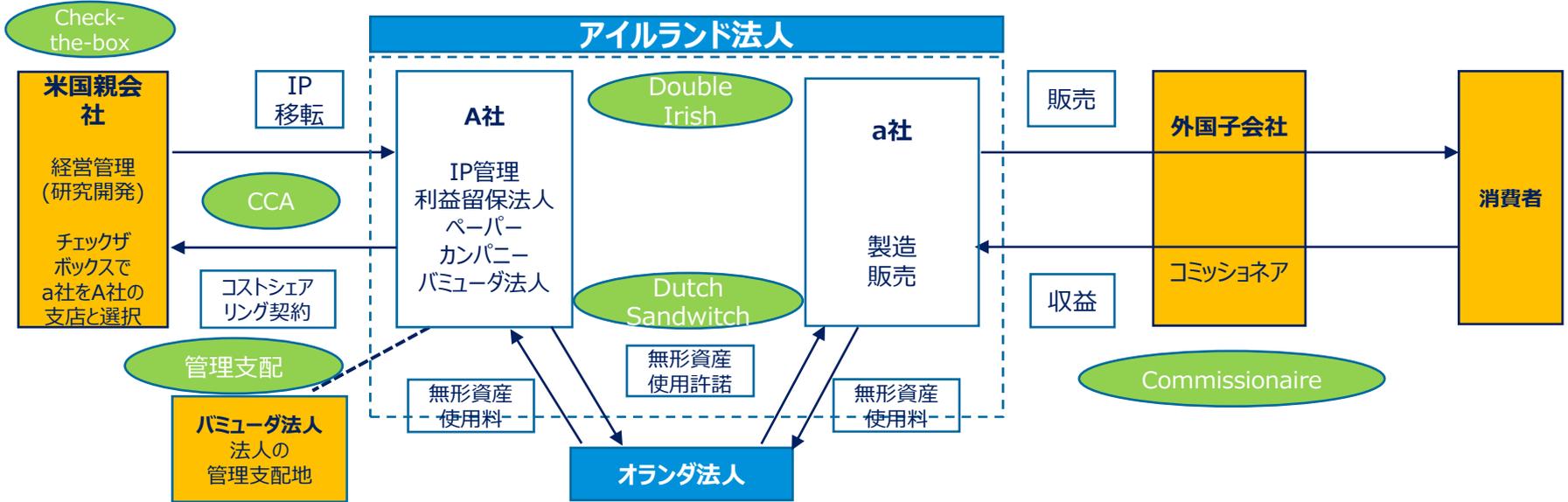
CCAによるIP移転。

アイルランドの管理支配地主義を利用したDouble Irishによりバミューダ法人として無税。

Dutch Sandwichにより使用料源泉課税回避。

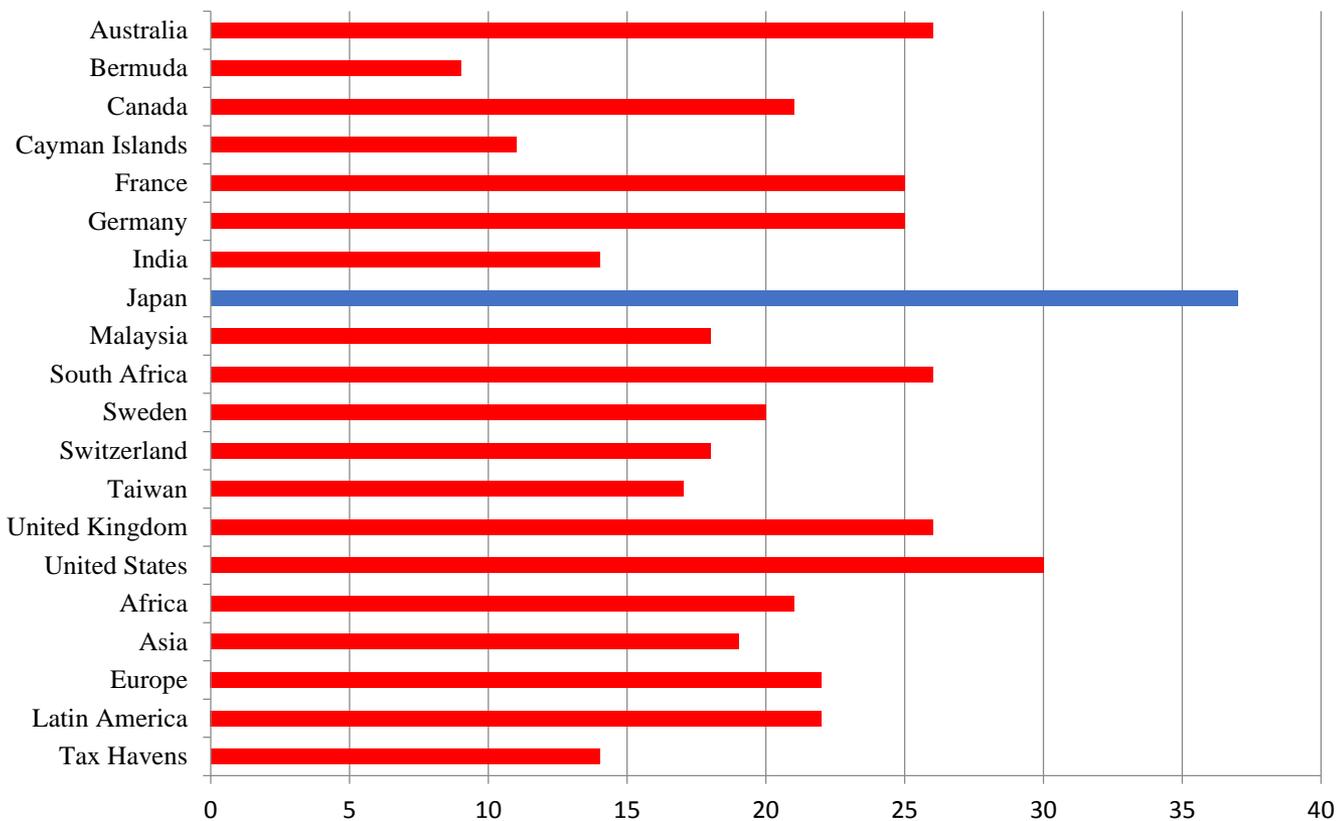
Commissionaireによる販売利益移転。

Double Irish with a Dutch Sandwich



	米国親会社	バミューダ法人	アイランドA社	オランダ法人	アイランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	0%	10%	条約特典	10%	30%	8.2%
利益	10	無形資産利益 70				1	100
	分担金 5	費用分担 -5			製造利益 10		
					販売利益 9		
税額	6	0			1.9	0.3	8.2

多国籍企業の実効税率

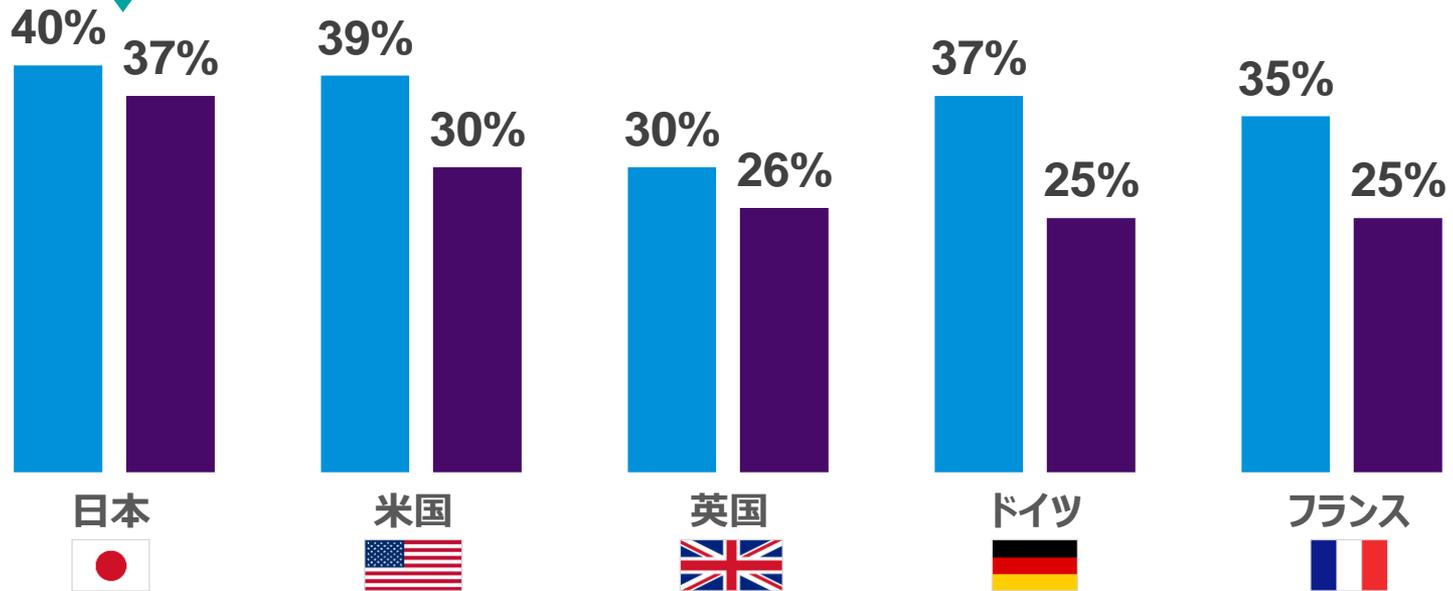


(Markle, K.S. and Shackelford D.A. (2011) "Cross-country Comparisons of corporate income taxes", National Bureau of Economic Research Working Paper No. 16839, February 2011.)

主要先進国の法定レートと実効税負担率

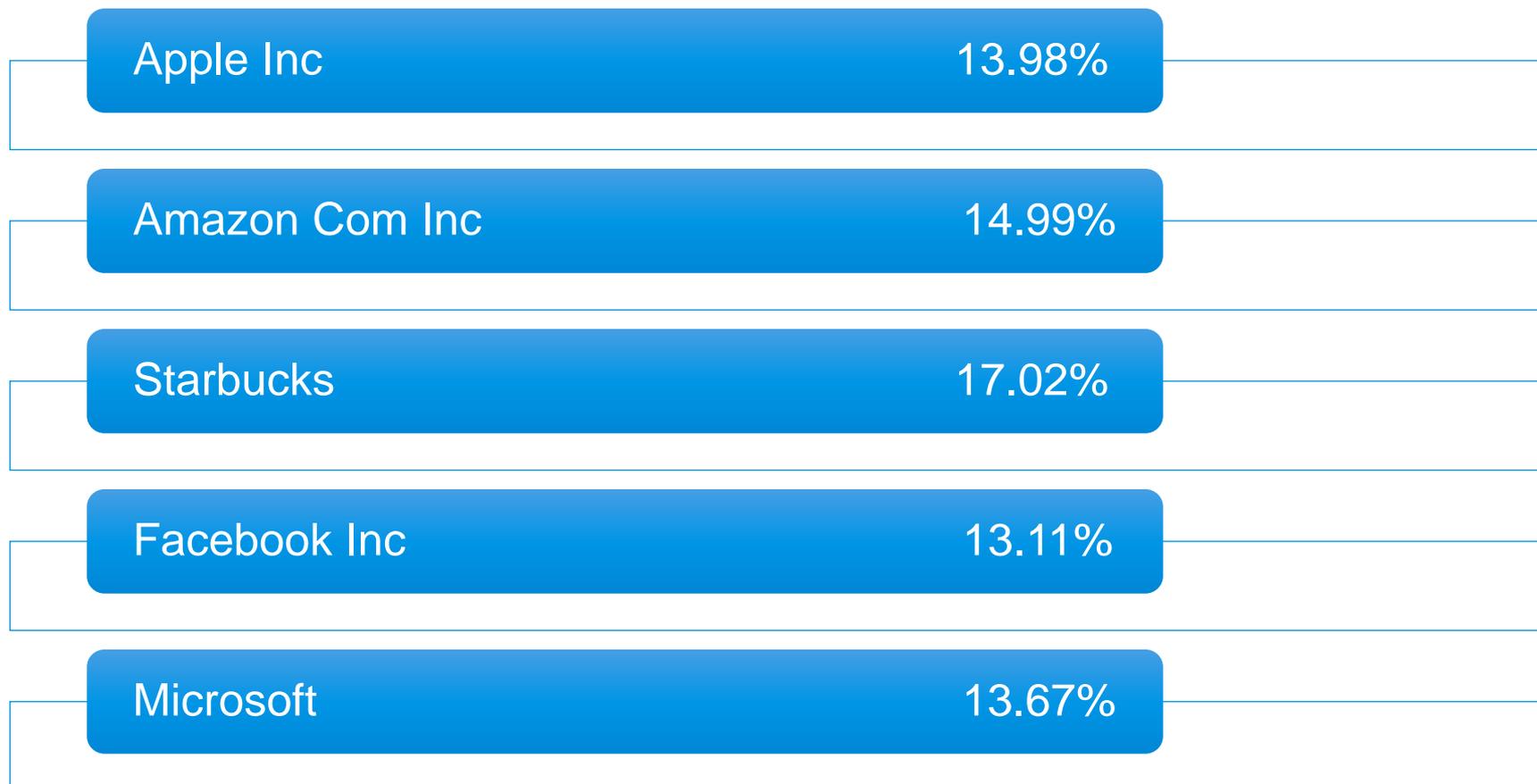
法定レートに対して実効税負担率の下げ幅は少ない

■ 法定レート
■ 実効税負担率



Markle, K.S. and Shackelford D.A. (2011) "Cross-country Comparisons of corporate income taxes", National Bureau of Economic Research Working Paper No. 16839, February 2011.

米国多国籍企業の実効税率(2018年9月末)



「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築 ⇒ IMF、OECD、世銀、国連等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 2016年は、日本がG7議長国として、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国との協調をリード(仙台G7財務大臣会合、伊勢志摩サミット等)。その後も、G7・G20等で主要課題として取り上げられてきている。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき【実質性】

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上【透明性】

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築等)

C. 企業の不確実性の排除【予見可能性】

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

(2018年10月17日税制調査会財務省説明資料)

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済。また、租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について、法改正の可否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)。租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて、法改正の可否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換
行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の可否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度
(移転価格税制に係る文書化) → 28年度改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応

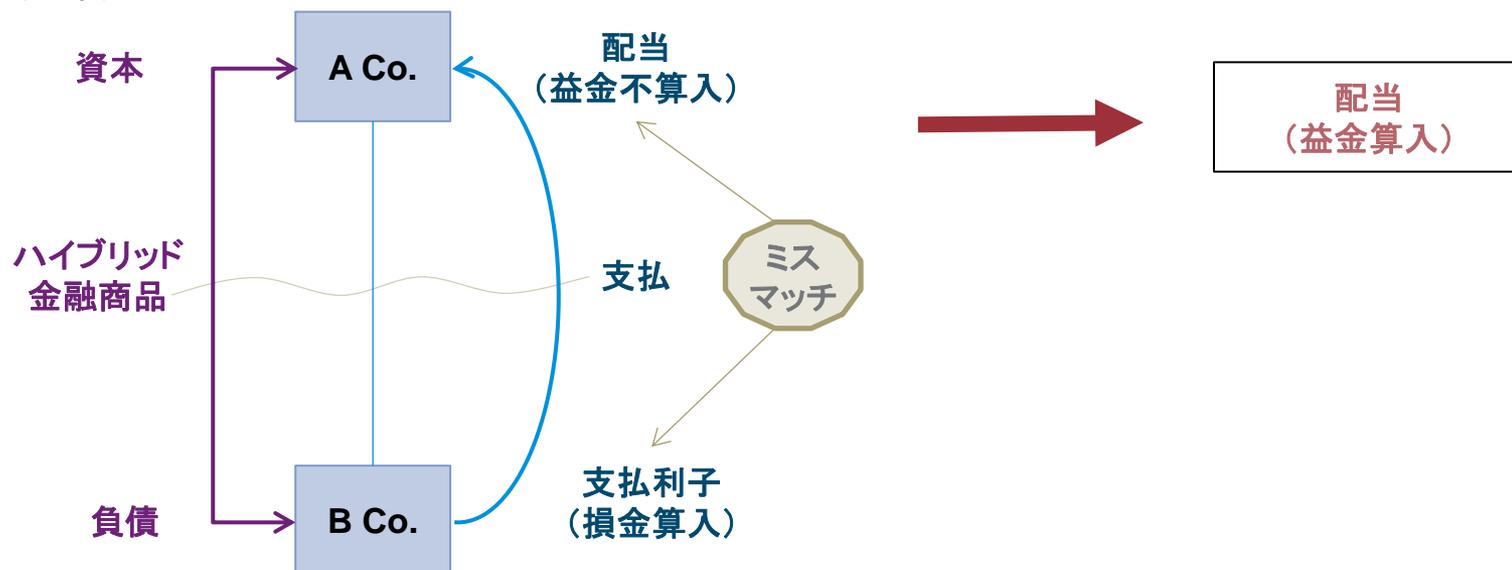
BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改正には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多数国間協定の開発 → 参加(30年9月に受諾書を寄託)

(2018年10月17日税制調査会財務省説明資料)

BEPS行動2 ハイブリッド・ミスマッチへの対応

(日本)



(オーストラリア、ブラジル等)

平成27年度税制改正大綱

- 2016年4月1日以後開始事業年度において配当等支払外国子会社においてその配当等の全部又は一部が損金算入される場合には、その受ける配当等の額を配当益金不算入制度の対象から除外する。
- 2016年4月1日において所有する株式等については、2016年4月1日～2018年3月31日までに開始する事業年度については従前の取扱いとする。

BEPS行動13 (移転価格文書化)

OECD移転価格ガイドラインの第5章「移転価格文書化」の内容を改訂し、移転価格文書化ルール策定

①マスターファイル ＜親会社が作成＞

- グループの組織図
- 事業概要
- 保有する無形資産の情報
- グループ内金融活動に関する情報
- グループ全体の財務状況と納税状況

③ローカルファイル ＜親・子会社が各々作成＞

- 組織図
- 経営戦略
- 主要な競合他社
- 主要な関連者間取引と取引背景
- 移転価格算定根拠
- 財務諸表

②国別報告書(CbCレポート) ＜親会社が作成＞

- 親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの下記情報
 - ✓ 収入・利益・税額・資本金等の財務情報
 - ✓ 従業員数
 - ✓ 有形資産額
 - ✓ 子会社等の名称及び主要事業等



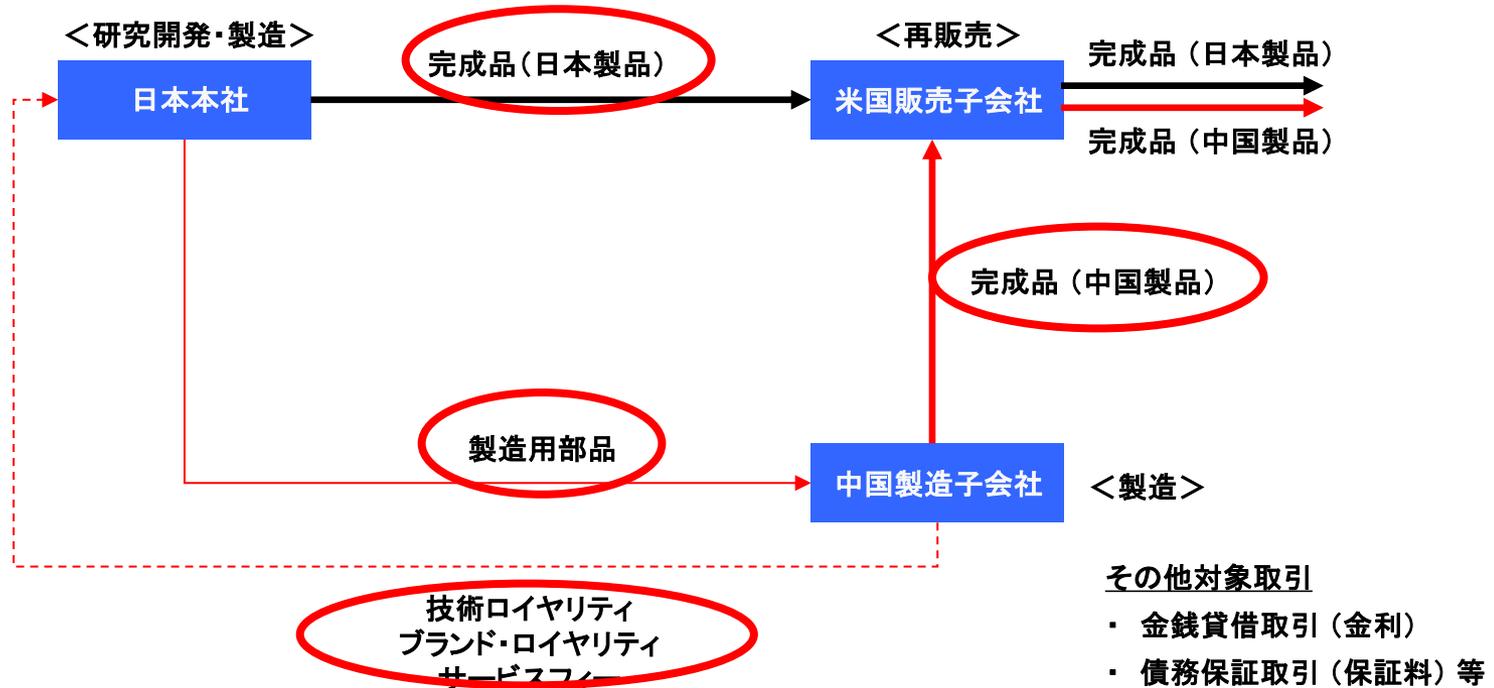
- マスターファイル・CbCの情報が税務当局間の情報交換により各国で共有
- 多国籍企業のグローバルな利益配分を税務当局が把握



2. 移転価格課税の実務

移転価格課税による二重課税

- 移転価格税制とは、あらゆる国外関連取引を**独立企業間価格**で行うことを定める税制。
- ある国から移転価格課税を受けた場合、**経済的二重課税が生じ、実効税率が上昇**。
- 経済的二重課税を解消するメカニズムとして、国内争訟、相互協議があるが、**その解消には多くの時間と労力を要する**。



独立企業間価格

●移転価格税制(措法66条の4第1項)

国外関連取引が独立企業間価格に満たないとき、又は独立企業間価格を超えるときは、当該国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなして、所得の計算を行う。

●独立企業間価格(措法66条の4第2項)

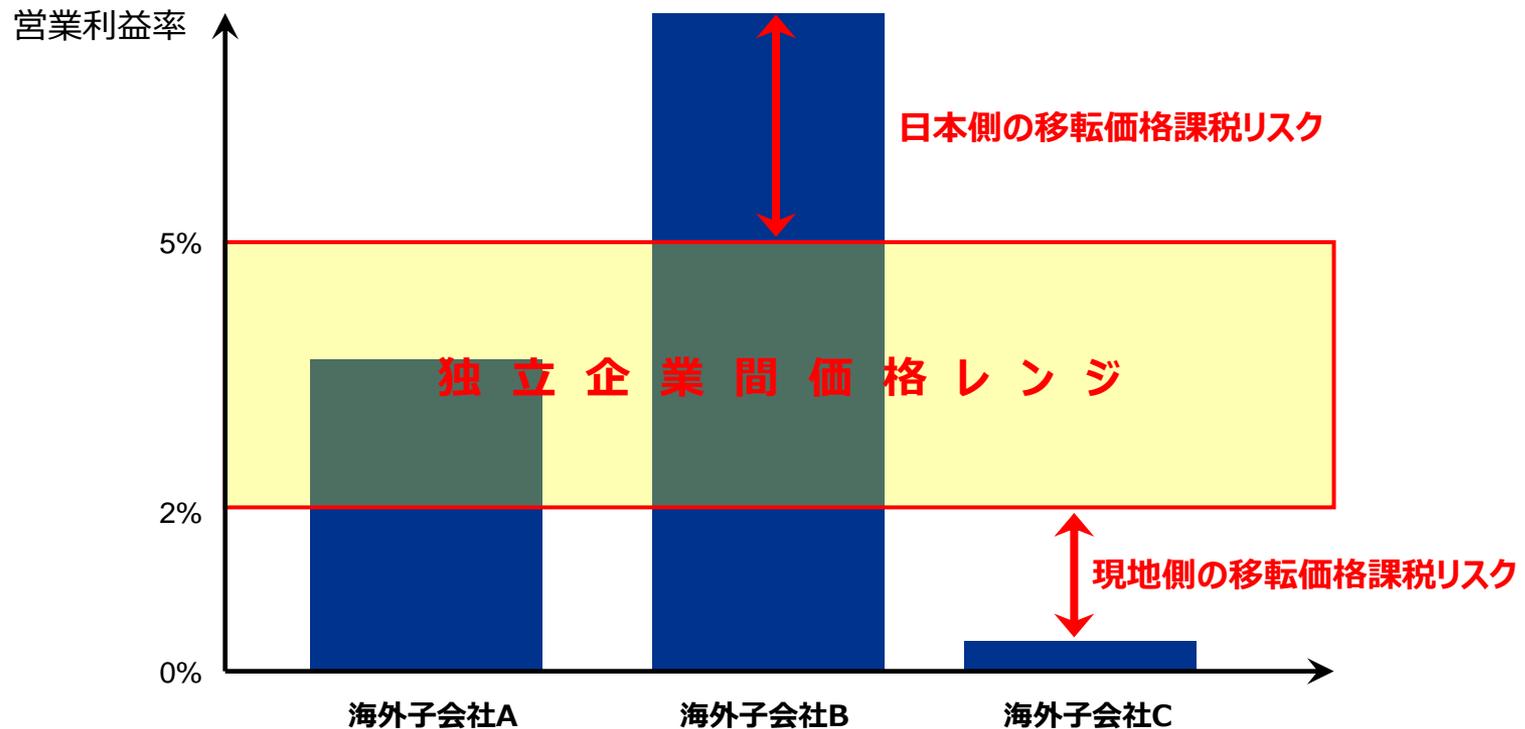
独立企業間価格とは、国外関連取引が以下のいずれに該当するかに応じて、各規定に定める方法(=移転価格算定方法)により算定した金額をいう。

算定方法	通称	摘要
基本三法		
独立価格比準法	CUP法	取引価格を比較
再販売価格基準法	RP法	売上総利益を比較
原価基準法	CP法	
その他の方法		
利益分割法	PS法	合算利益を貢献度等に応じて按分
取引単位営業利益法	TNMM	営業利益を比較

基本三法の適用の際には、厳格な比較可能性を有する比較対象取引を選定する必要があるため、適用困難なケースが多い。したがって、実務上は営業利益ベースでの検証が一般的。

税務当局の着眼ポイント

- 税務当局は海外現地法人側の営業利益の多寡に着眼する(“TNMM*”)

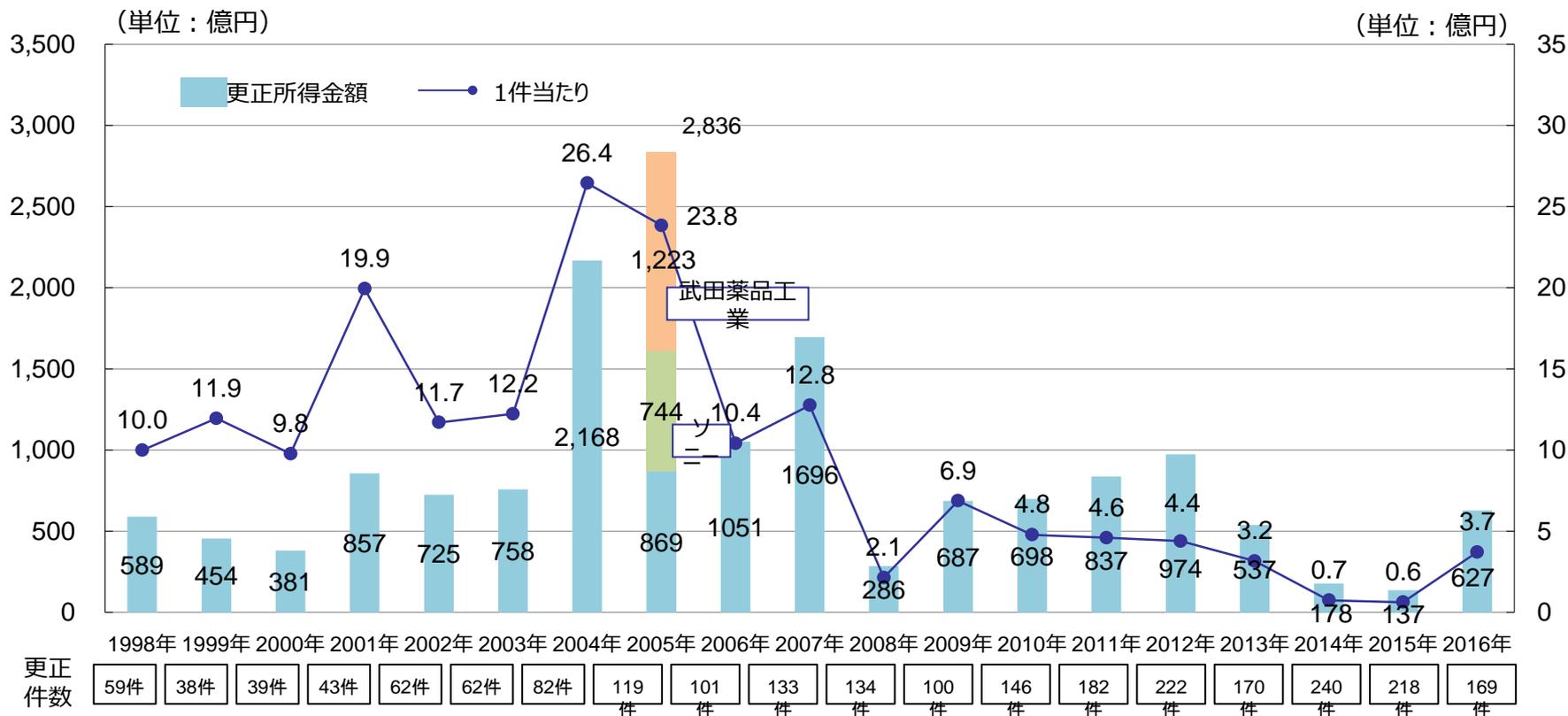


*Transactional Net Margin Method「取引単位営業利益法」

日本における移転価格課税金額の推移

Trend

■ 移転価格課税金額の推移及び件数^(注1)



国税庁公表資料に基づき作成：国税庁事務年度は、7月1日から6月30日である
(例えば、2016年国税庁事務年度は2016年7月1日から2017年6月30日まで)

移転価格課税にかかる新聞報道事例 【公表ベース】

(単位：百万円)

年月	会社名	更正所得額	更正税額	対象取引
管轄国税局：東京国税局				
2018年8月	国内製造業	10,000	4,300	自動車用部品
2014年6月	国内化学業	3,800	1,700	化粧品
2013年8月	国内製造業	10,300	4,900	医療機器
2013年6月	国内製造業	20,000	9,000	エレクトロニクス関連製品
2012年7月	国内製造業	14,300	6,700	N/A
2011年4月	国内製造業	N/A	6,600	N/A
2010年6月	国内製造業	4,500	N/A	N/A
2010年6月	国内海運業	10,500	5,300	コンテナ荷役料
2010年5月	国内食料品業	3,700	1,800	ロイヤルティ
2010年4月	国内製造業 ¹	10,000	5,200	炭素繊維材料
2010年3月	国内製造業	17,400	N/A	建機基幹部品及び本体
2008年7月	国内製造業	N/A	N/A	N/A
2008年7月	国内製造業	N/A	300	製品
2008年6月	国内情報・通信業	1,600	800	ゲームソフト
2008年6月	海外銀行・証券業	N/A	7,000	外国為替オプション及びデリバティブ取引
2008年6月	国内製造業	1,300	400	ロイヤルティ
2008年6月	国内卸売業	11,600	4,800	エネルギー事業
"	国内卸売業	10,000	4,700	エネルギー事業
2008年4月	国内製造業 ²	157,000	80,000	ロイヤルティ等
2008年3月	国内化学業	1,900	900	N/A
2008年2月	国内化学業	23,300	11,000	ロイヤルティ（塩ビ製造）
2007年7月	国内化学業	N/A	600	N/A
2007年6月	国内卸売業	8,900	3,600	エネルギー事業
"	国内製造業	8,200	3,900	エネルギー事業
2006年6月	国内情報・通信業	74,400	27,900	CD及びDVD事業 ：ゲーム事業
"	国内卸売業	5,000	2,200	エネルギー事業
"	国内卸売業	4,900	2,500	エネルギー事業
2005年6月	国内製造業	21,300	12,000	電子部品等
"	国内製造業	21,400	4,500	ロイヤルティ
2004年6月	国内製造業	25,400	13,000	ロイヤルティ等
2003年8月	国内製造業	N/A	1,700	ロイヤルティ
2000年4月	国内食料品業	45,000	17,000	ロイヤルティ

年月	会社名	更正所得額	更正税額	対象取引
管轄国税局：大阪国税局				
2017年7月	国内医療品業	7,100	2,800	医薬品
2017年5月	国内製造業	900	390	衛生用品製造機
2015年10月	国内製造業	800	400	医療機器
2015年2月	国内製造業	N/A	840	N/A
2014年2月	国内化学業	N/A	2,700	化学品
2012年6月	国内製造業	4,800	2,300	農作機器
2012年2月	国内製造業	1,200	360	特殊炭素原料
2011年8月	国内製造業	4,400	1,700	分析計測機器
2011年6月	国内化学業	560	240	N/A
2010年9月	国内化学業	3,400	1,600	N/A
2010年4月	国内製造業	5,000	2,570	電子部品
2009年10月	国内製造業	4,300	1,900	ロイヤルティ
2008年6月	国内製造業	7,800	3,500	ロイヤルティ
2008年4月	国内小売業	295	94	ロイヤルティ
2006年12月	国内製造業	6,900	3,300	HDD用モーター
2006年6月	国内医療品業 ³	122,300	57,000	医薬品
2006年4月	国内化学業	2,400	1,100	ロイヤルティ
"	国内情報・通信業	5,100	1,700	ロイヤルティ
2006年3月	国内製造業	1,480	520	ロイヤルティ
2005年5月	国内製造業	3,400	1,600	紙幣識別機
2005年3月	国内製造業	24,300	13,000	電子部品等
2003年3月	国内製造業	38,000	17,000	ゲームソフト
2002年11月	国内製造業	1,000	330	電子ピアノ
管轄国税局：名古屋国税局				
2017年6月	国内製造業	N/A	8,500	N/A
2012年5月	国内製造業	16,000	8,000	自動車部品
2010年7月	国内製造業	4,900	1,500	N/A
2008年7月	国内製造業	15,500	7,300	自動車部品及びロイヤルティ
2007年6月	国内製造業	7,300	3,400	ロイヤルティ
2007年3月	国内製造業	300	80	製品
2006年5月	国内製造業	400	130	ロイヤルティ
2006年1月	国内製造業	1,400	676	製品
管轄国税局：関東信越国税局				
2012年9月	国内水産・農林業	1,000	300	米子会社への融資金利
2008年8月	国内製造業	N/A	44	電子部品

*1 2011年4月27日に更正通知に基づく法人税等は3,200百万円とプレスリリースされている

*2 FIN48による引当金積立に係る報道（金額は推定）

*3 大阪国税不服審判所の裁決により全額取消しが認められた

著名な移転価格課税事件

●武田薬品工業

大阪国税局による約1200億円の残余利益分割法による移転価格課税。日米相互協議が決裂し、大阪国税局の異議決定で減額の後、国税不服審判所の裁決により全額課税取消

●本田技研工業

東京国税局による約250億円の移転課税課税。日伯相互協議が決裂し、東京地裁で課税取消、東京高裁で課税取消確定。

●山之内製薬(現アステラス製薬)

東京国税局による約600億円の残余利益分割法による移転価格課税。日愛相互協議により二重課税排除。

●コココーラ

東京国税局による約380億円の残余利益分割法による移転価格課税。日米相互協議により二重課税排除。

●グラクソスミスクライン

米国IRSによる英国との間の移転価格課税事案。米英相互協議が決裂し、米国IRSとの間で和解により約3,000億円支払い。

BEPSへの対抗措置の方向性

実質性

グローバル企業は価値が創造された所で税金を支払うべき

透明性

各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性の向上

予見可能性

企業の不確実性の排除

実質性を基準とする超過利益の捕捉

価値創造の場で
税金を支払うべき
(実質性)

移転価格税制と
価値創造の一致
(バリューチェーン分析)

海外子会社合算税制
の強化
(超過利得分析)

二重課税リスクの方向性①

移転価格調査における超過利益の争奪

多国籍企業グループの超過利益の国外移転への対抗

情報の非対称性の克服

価値創造と移転価格を一致させるための超過利益の捕捉

価値創造の連鎖を分析するバリューチェーン分析

グローバル利益への利益分割法の適用

二重課税リスクの方向性①

移転価格税制と価値創造の一致

開発国(価値創造の場)から軽課税国への利益移転への対抗

無形資産に係る広範な定義の採用

法的所有権から機能・資産・リスク分析へ

所得相応性基準の導入

無形資産一括譲渡でのDCF法の導入

二重課税リスクの方向性①

無形資産帰属利益の価値創造に沿った配分

DEMPE分析

開発(Development)

改善(Enhancement)

維持(Maintenance)

保護(Protection)

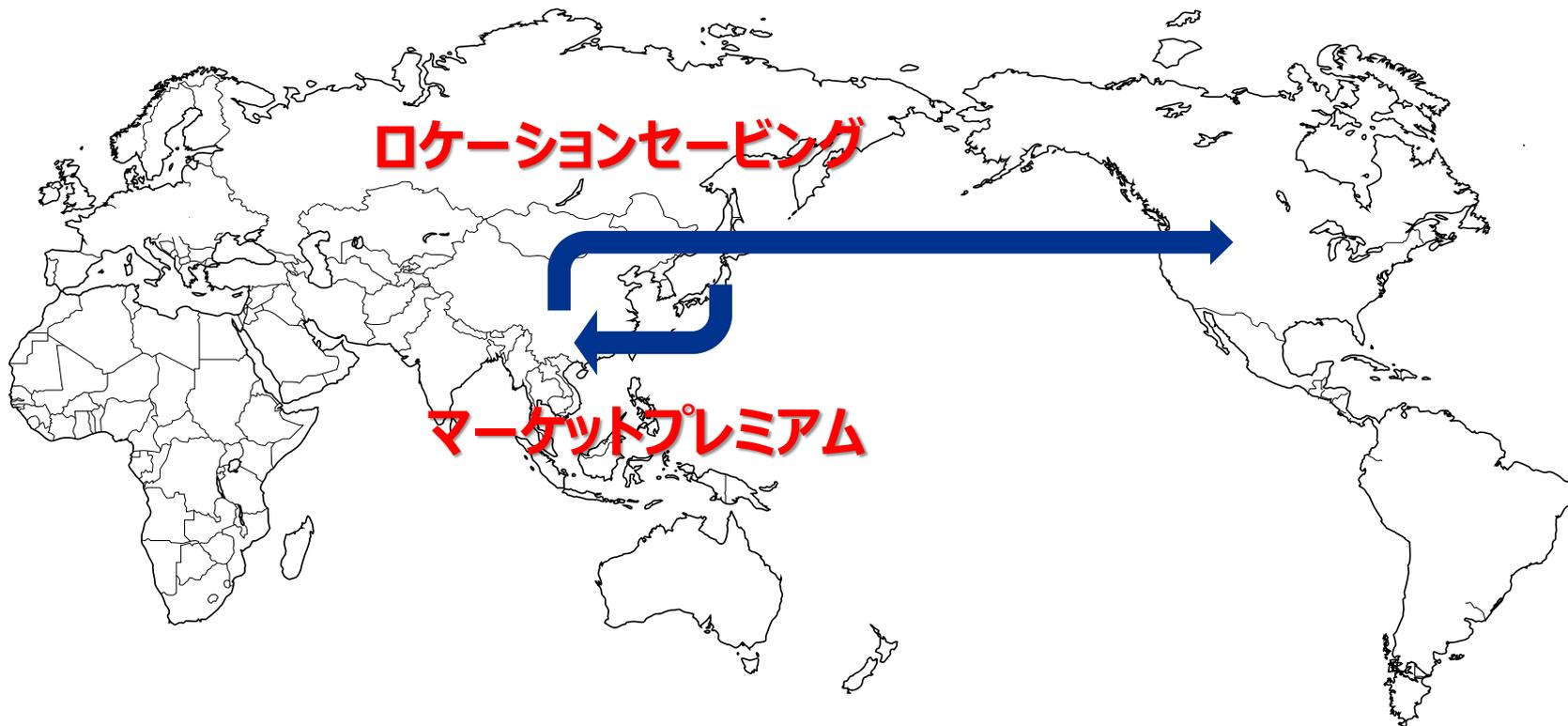
使用(Enhancement)

各国税務当局による無形資産の移転価格に関する検討

■ 想定される日本企業への影響と対策

	想定される影響	対策
新興国における移転価格課税の強化の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中国・インドにおける課税強化 ◆ 無形資産の経済的所有権の主張 ◆ ロケーション・セービングとマーケットプレミアム 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現地への利益配分に十分留意した移転価格ポリシーを策定する。 ◆ 移転価格ポリシーにおいて、事業において使用される無形資産の定義とその所有関係も明確にしておく。
日本における移転価格リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ クロスボーダベースにおける機能移転（事業モデル再編）時の移転価格リスクへの対応 ◆ 無形資産の価値算定が問題 ◆ 税制・通達への反映についても留意（重要な機能・無形資産の移転に関する課税権の問題は、従前から国際課税の重要な問題という認識） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ビジネスモデル再編時における移転価格レビューの実施。 ◆ 伝統的な移転価格算定方法も用いた無形資産の価値評価に加え、「評価テクニク」を用いた価値評価を行い、事前に十分な検討必要 ◆ 取引の金額的重要性が高い場合は、移転価格文書上、評価において使用したパラメータの妥当性を整理

中国での税務リスク



二重課税リスクの方向性②

無形資産帰属利益に係る各国税務当局の情報交換

租税条約等による情報交換

自国の課税利益(Domestic Tax interest)から関連性の要件(Foreseeable Relevance)へ

米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act)
による共通報告基準(Common Reporting Standard)の形成

国別報告書の情報交換自動化

2013年オフショアリークス、2016年パナマ文書、2017年パラダイス文書

2016年5月北京でのOECD税務長官会議での自動的情報交換合意

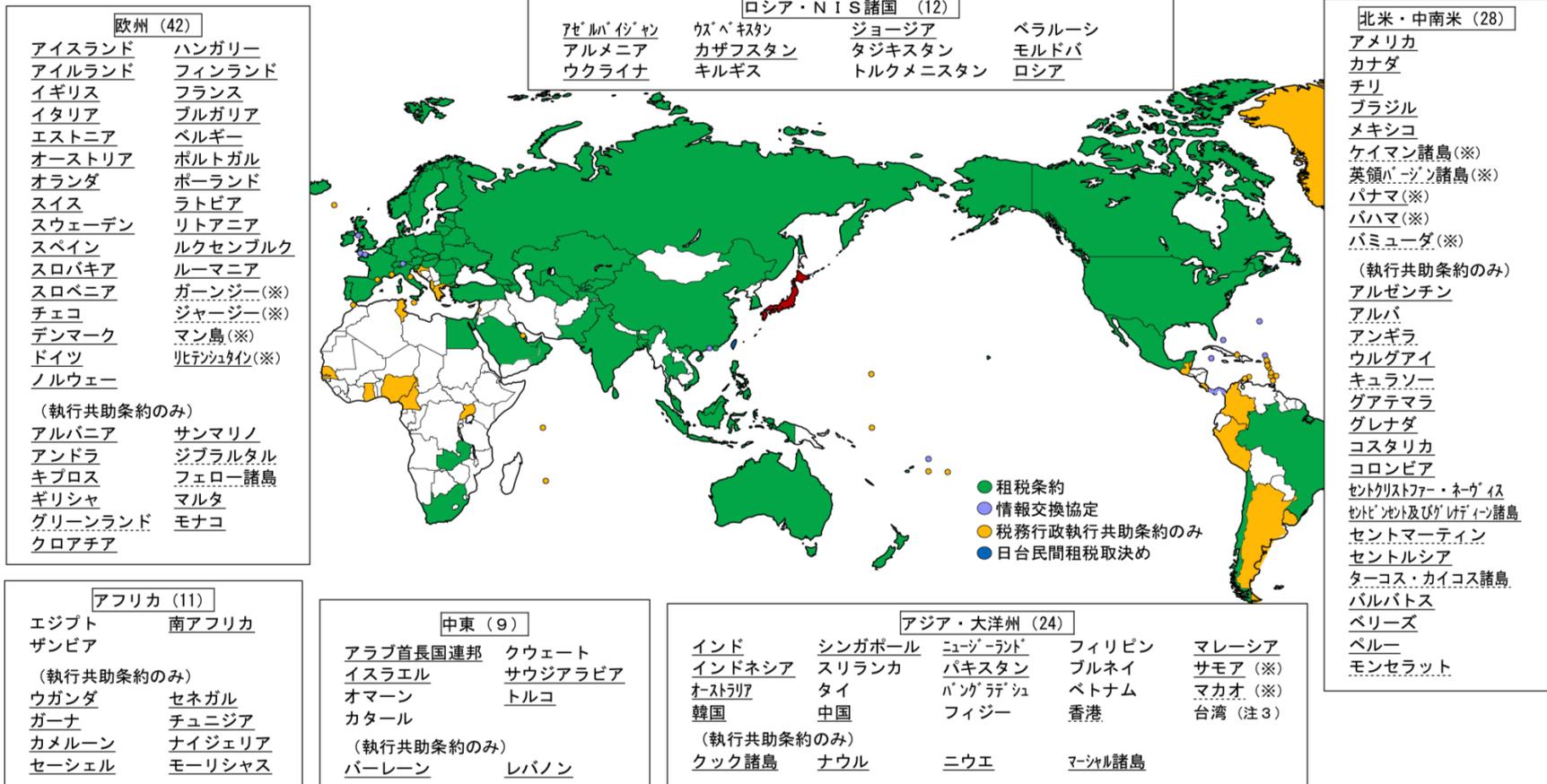


3. グローバル税務の諸課題

我が国の租税条約ネットワーク

財務省

《74 条約等、126 か国・地域適用／2018 年 11 月 1 日現在》(注1)(注2)



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

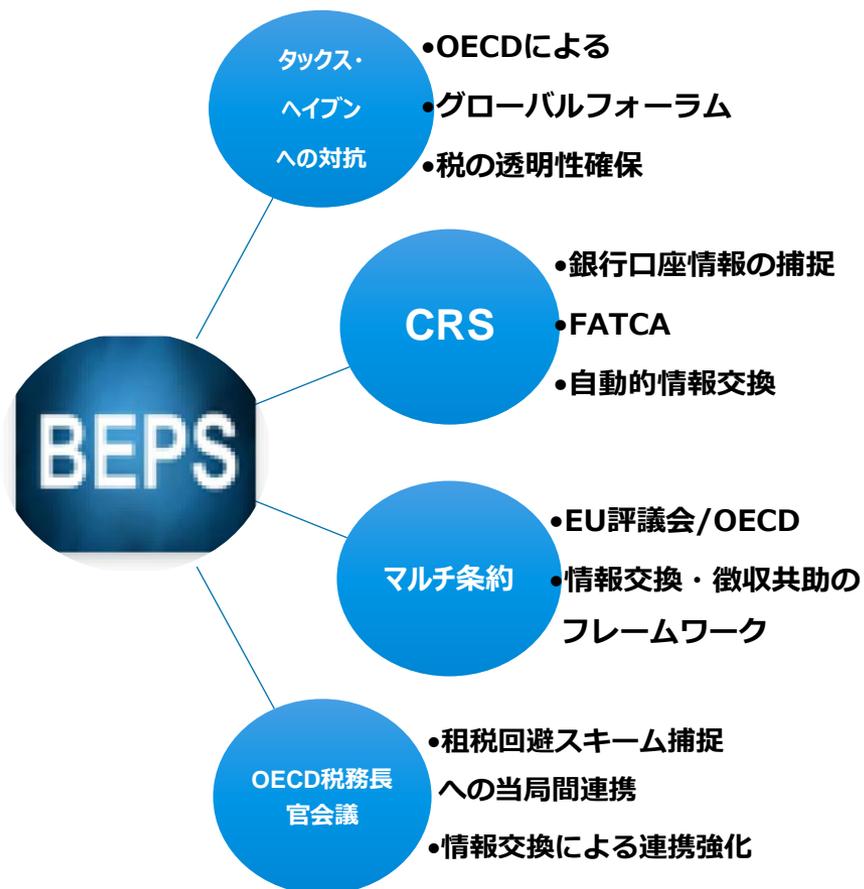
- ・租税条約(二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約): 61本、71か国・地域
- ・情報交換協定(租税に関する情報交換を主たる内容とする条約): 11本、11か国・地域(図中、(※)で表示)
- ・税務行政執行共助条約: 締約国は我が国を除いて90か国(図中、国名に下線)。適用拡張により107か国・地域に適用(図中、適用拡張地域名に点線)。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は43か国・地域。
- ・日台民間租税取決め: 1本、1地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側)と垂東関係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ改称されている。)

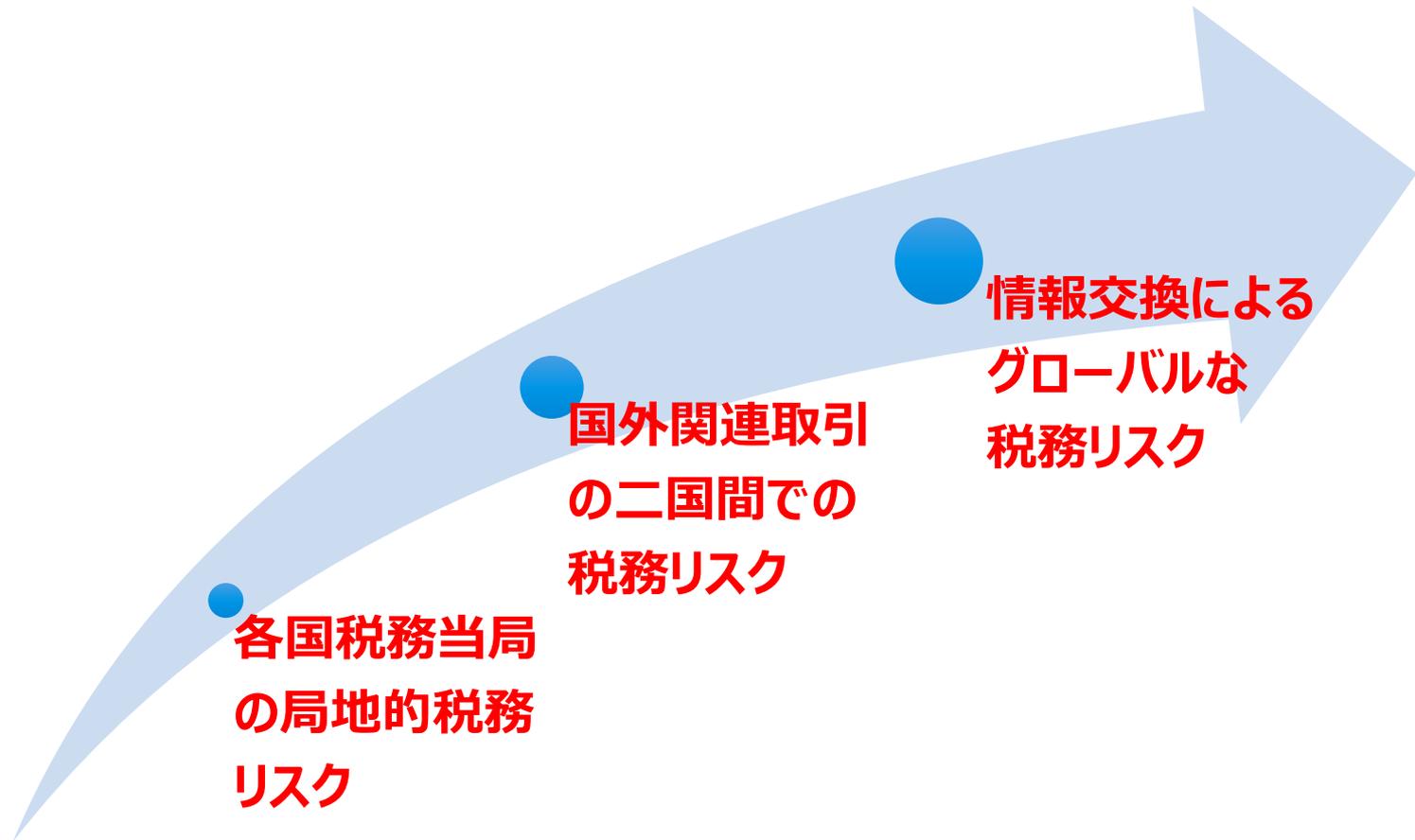
(財務省ホームページ)



税務執行におけるグローバル化の流れ



税務リスクのグローバル化



国税庁の
方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」、「パラダイス文書」の公開やBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕
100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握

〔国外財産調書の活用〕
5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握

〔財産債務調書の活用〕
3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）

〔租税条約等に基づく情報交換〕
取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集

〔CRS^(注1)による金融口座情報の自動的交換〕
海外の金融口座情報（預金残高等）の収集（平成30（2018）年9月までに初回の交換）

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕
多国籍企業のグループ情報の収集（平成30（2018）年9月までに初回の交換）

富裕層・海外取引のある企業

海外への資産隠し

国外で設立した法人を利用した国際的租税回避

各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避

調査マンパワーの充実

〔国税庁国際課税企画官〕
・国際課税の司令塔として国税庁に国際課税企画官を設置（平成29（2017）年度）

〔重点管理富裕層PT〕
・全国税局に重点管理富裕層PTを設置（平成29（2017）年度）
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国税局統括国税実査官（国際担当）
・国際調査課〕
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔国税局・税務署国際税務専門官〕
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備〕
（平成30（2018）年度要求中）
・国税局・税務署の国際税務専門官等の増員を要求

グローバルネットワークの強化

〔徴収共助制度の活用〕
租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔租税条約等に基づく情報交換〕
〔CRSによる金融口座情報の自動的交換〕

〔相互協議の促進〕
国際的な二重課税問題の解決

〔国際的な枠組みへの参画〕
BEPS^(注2)や税の透明性に関する国際的な議論への対応

〔注1〕 CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

〔注2〕 BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(CRS)

《G20・OECDにおける合意》

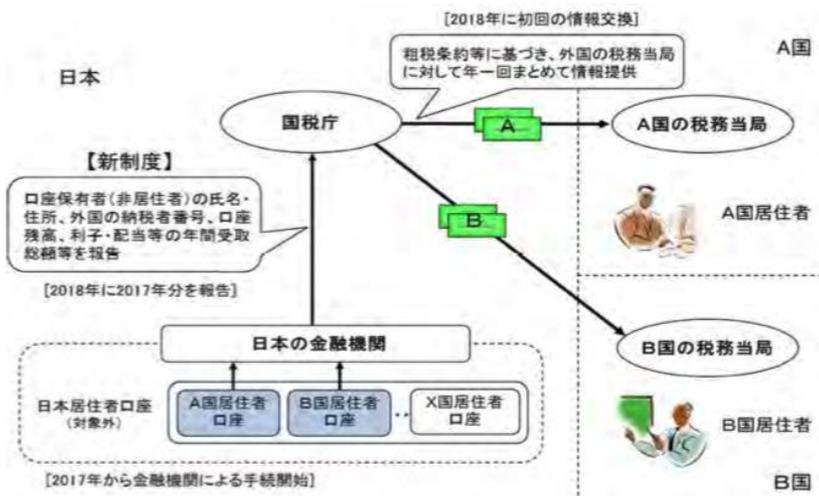
- 2013年、G20首脳は、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することに合意。
- これを受け、OECDは、各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（共通報告基準）を策定し、2014年7月に公表。G20は、共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、2017年又は2018年末までに、自動的情報交換を開始することに合意。共通報告基準に基づく自動的情報交換は2017年9月から開始されている（日本等は2018年に初回交換）。

《上記合意を受けた日本の対応》

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。
- 金融機関の準備期間等を考慮し、2017年から金融機関による手続を開始。2018年に、2017年分の口座情報の報告を受け、税務当局間で初回の情報交換を実施。

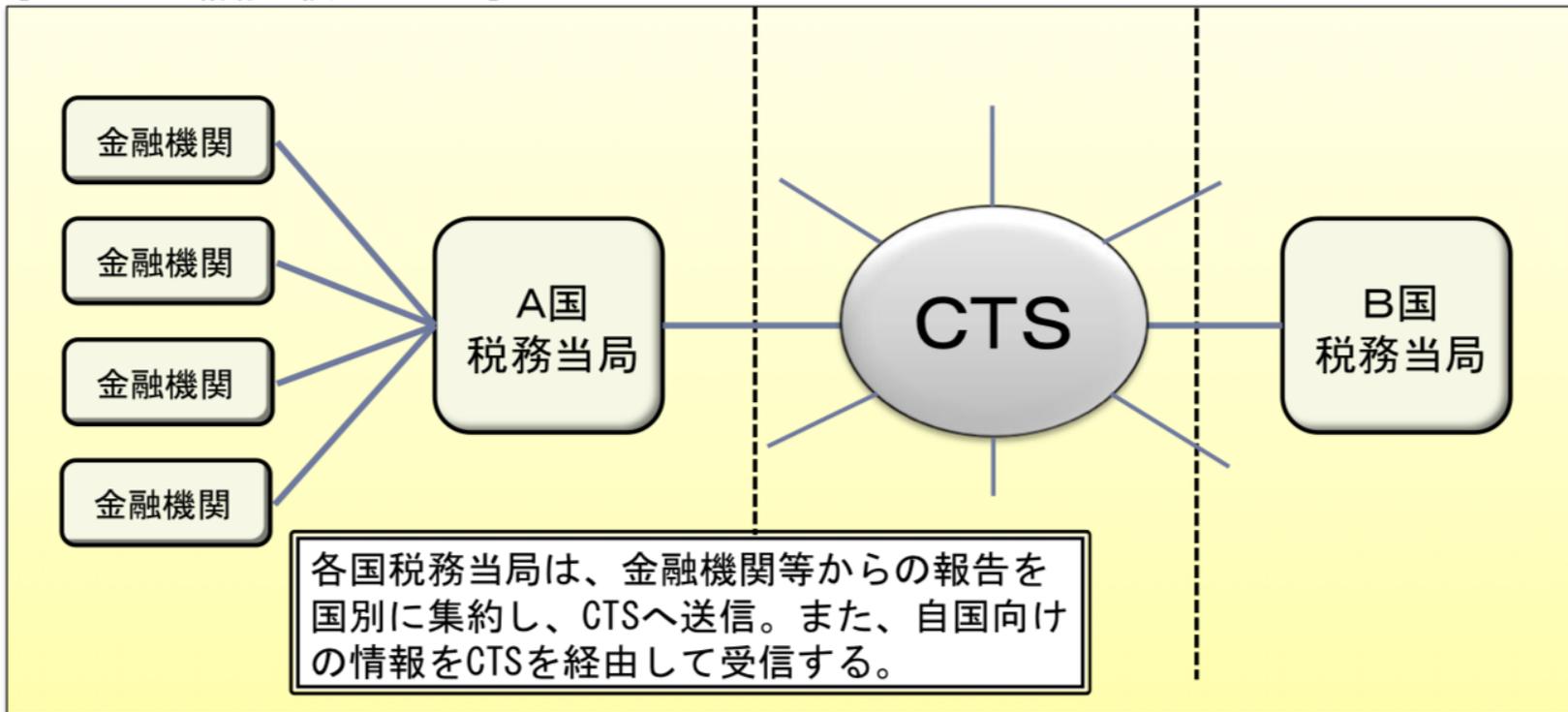
[日本から外国への情報提供のイメージ]

[外国から日本への情報提供のイメージ]



(2018年10月17日税制調査会財務省説明資料)

CTSによる情報交換のイメージ



(国税庁ホームページ)

グローバルな税務ガバナンスの必要性

- 実質性を基準とする超過利益の捕捉
- 無形資産帰属利益の価値創造に沿った配分
- 移転価格課税による超過利益の争奪
- 税務執行におけるグローバル化の流れ

BEPSへの対抗措置としての国際課税ルール変更と情報交換強化を通じた各国の税源確保策による二重課税リスクの拡大。



税の最適化に向けた税務ガバナンスの構築

日本での二重課税リスク

調査必要度判定(国税庁移転価格ガイドブック)

二重課税リスク

内国法人が赤字又は低い利益水準となっていないか。

国外関連者の利益水準が高くなっていないか。

国外関連者への機能・リスクの移転などの取引形態を変更している一方、それに伴い適切な対価を授受していないことや、軽課税国の国外関連者に多額の利益剰余金が存在すること等により、国外関連者に所得が移転していると想定されないか。

国外関連者に所得を移転させるタックスプランニングが想定されないか。

過去に移転価格課税を受けているにもかかわらず、当事者の利益水準等に変化が見られないなどコンプライアンスに問題が想定されないか。

内国法人と複数の国外関連者間で連続した取引(連鎖取引)を行い、利益配分状況や国外関連者の機能などが申告書上では解明できず、確認を要さないか。

中国での二重課税リスク

特別納税調査の重点対象(中国第6号公告第4条)

二重課税リスク

関連者間取引額が比較的大きい、または関連者間取引の種類が多い企業。

長期的に欠損、利益が微少、または利益変動の激しい企業。

同業者の利益水準を下回る企業。

利益水準が果たす機能及び負担するリスクに明らかに合致しない、または収益の配分と費用の配賦が合致しない企業。

軽課税国(地域)に所在する関連者と取引を行っている企業。

規定に基づき関連申告を行っていない、または同時文書を準備していない企業。

関連者からの負債資本比率(債権性投資/権益性投資)が規定された基準を超えている企業。

居住者企業、または居住者企業と中国居住者が支配して、実効税負担率が12.5%を下回る国(地域)で設立され、合理的な経営の必要性以外の理由で利益配分しない、または利益配分を減少させている企業。

その他、合理的な商業目的のない租税回避行為または取決めを行っている企業。

米国での二重課税リスク

外資系販売業者コンプライアンスキャンペーン(2017年1月)

二重課税リスク

IRSのLB&Iによる13のコンプライアンス・キャンペーン発表(2017年1月31日)

ウェビナーによるキャンペーンの周知(2017年3月7日から6月20日まで8回開催)

11のコンプライアンス・キャンペーン追加(2017年11月3日)

インバウンド・ディストリビューター・キャンペーン

国外関連者から仕入れる米国のディストリビューターの利益が、機能・リスクに相応せず低いと評価。

多くの事例において、米国の納税者は独立企業間の取引では、より高い報酬を得るべきであると分析。

LB&Iは、本キャンペーンのために、内国歳入法482条の問題を精査する歳入担当官を支援するための包括的なトレーニング戦略を発展させたと公表。

問題に特化した調査展開(Issue-based compliance work)

CPMによる執行の徹底。

米国での二重課税リスク

税源浸食濫用防止税(Base Erosion Anti-Abuse Tax:BEAT)

- 特定の国外関連者への支払いに対する損金算入を否認して算出した調整後課税所得に10%を乗じた金額が、通常の法人課税計算で算出される連邦税を超過した場合、その金額をBEATとして追加納付。
- 売上原価からの支払いは認容され、販売費一般管理費からの支払いは否認。
- ロイヤルティ支払いの原価性が問題。
- 外資系企業への代替ミニマム税に相当。
- 外資系販売業者コンプライアンスキャンペーンのツールとなるのか？
- 否認された場合、二重課税として相互協議の対象となるのか？

米国での二重課税リスク

トランプ関税の影響

- 米中貿易摩擦による制裁関税は、日本企業の中国での製造子会社から米国への輸出へ影響。
- 米国販売子会社の輸入原価が関税分上乗せ。
- 消費者価格へ転嫁できない場合、関税分の負担は誰がするのか？
- 米国販売子会社の売上総利益が低下。
- 米国販売子会社への利益比準法による二重課税リスク
- 関税負担増につき米国販売子会社の利益水準での差異調整は可能か？
- 相互協議での解決は可能か？

各国税務当局の国別報告書による調査選定



税務リスクの方向性と税務ガバナンスの課題

自動的情報交換による税務執行のグローバル化

- 多国籍企業情報が税務当局に共有化され、税務リスク管理もグローバル化が必要。
- 税務当局の情報交換ネットワークに対抗するシステムの構築。
- 税務当局のグローバルな調査体制への親会社主導による対応。

現地文書化の親会社での集約化

- 各国の法令等に即した現地文書化
- 事業概況報告事項、ローカルファイル及び国別報告書の整合性確保

Book Tax Differenceの調整

- 米国企業はBTDが大きく、事業目的を変えず、税負担を軽減できる。
- 日本企業はBTDが小さく、事業目的を変えなければ、税負担を軽減できない。

各国拠点利益等の調整へ向けた取組み

- 各国課税当局のグループ情報共有化を想定した損益バランスの分析
- 各国拠点の機能・リスクに応じた期待利益等の算定
- 期待利益の画一化と新興国の要求水準への配慮
- 市場の差異（マーケット・プレミアム、ロケーション・セービング）への手当て



4.投資家目線でも税務戦略を評価

投資家の見方

ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス[2018年9月13日発表]

- 2018年新規採用日本企業、双日、TOTO、ニコン、丸井グループ、野村総合研究所、NTT
- 継続採用日本企業：ブリヂストン、本田技研工業、マツダ、伊藤忠商事、小松製作所、丸紅、三井物産、ナブテスコ、凸版印刷、積水化学工業、積水ハウス、大和証券グループ本社、野村ホールディングス、味の素、シスメックス、花王、MS&ADインシュアランスグループホールディングス、損保ホールディングス、東京海上ホールディングス、三菱ケミカルホールディングス、第一三共、富士通、日立製作所、NTTデータ、コニカミノルタ、オムロン、NTTドコモ、ANAホールディングス、大阪ガス
- 2018年不採用日本企業：ベネッセホールディングス、国際石油開発帝石、カシオ計算機

コーポレート・サステナビリティ・アセスメント

税務戦略への関心理由

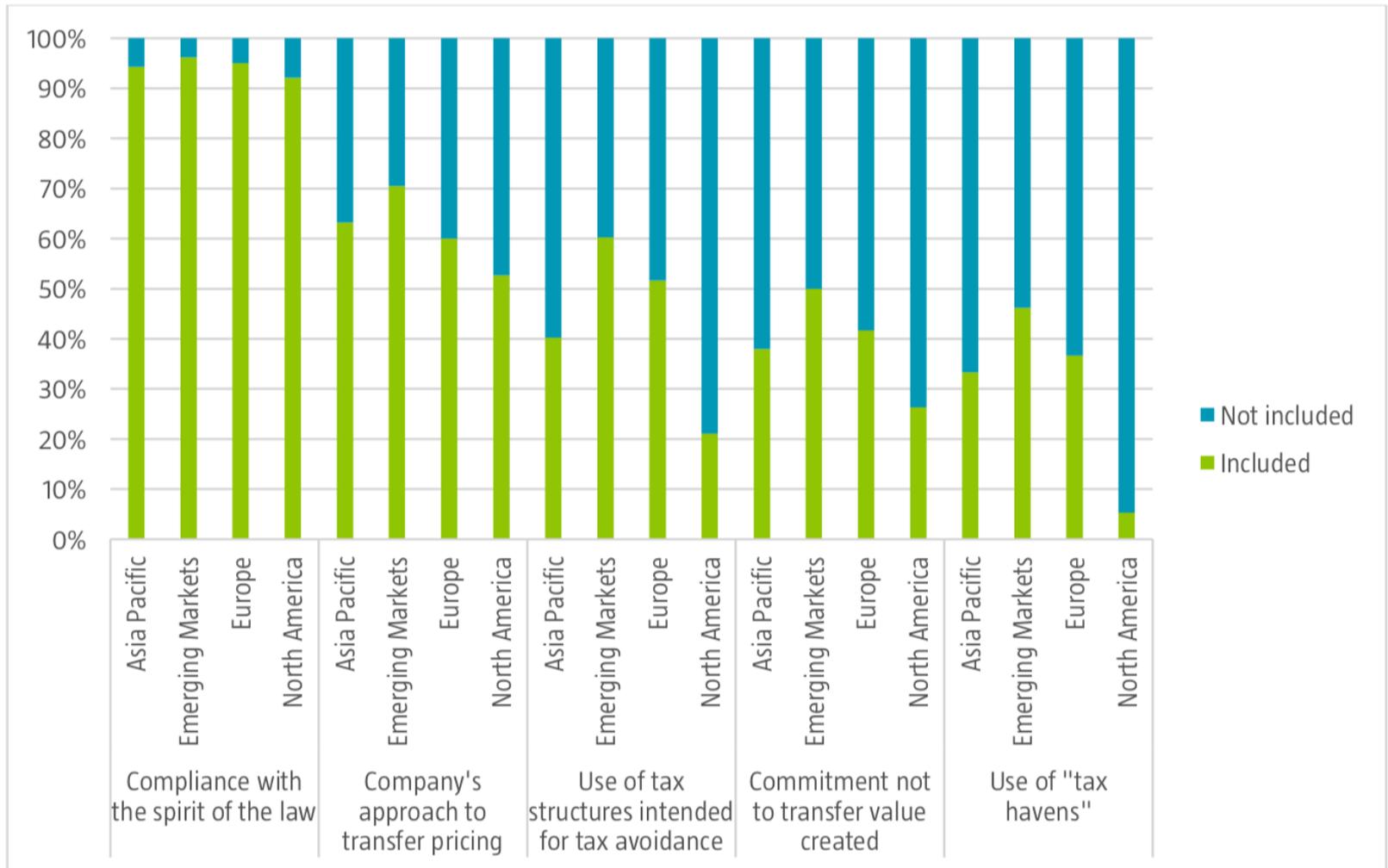
- 税の最適化は収益性及び企業価値へプラスの影響があると評価
- 過度な税務戦略は、中長期的に持続可能でなく利益のリスク(BEPS)
 - ブランド価値低下へつながる風評リスク
 - 外国市場で評価が下がることにより許認可等へマイナスの影響
 - 税務当局の対抗措置により税コストが増加し収益へマイナスの影響

コーポレート・サステナビリティ・アセスメント

税務戦略の開示

- 法令遵守
- 移転価格へのアプローチ
- 租税回避を意図した税務ストラクチャー
- 価値創造移転へコミットしない
- タックスヘイブンの利用

コーポレート・サステナビリティ・アセスメント



Source: RobecoSAM Corporate Sustainability Assessment (CSA) 2018



5. ROEの税引き後利益 -Tax SavingとROE

企業価値向上に向けた税の最適化

1. ROEにおける(税引後)当期純利益の重要性

$$\text{ROE} = \frac{\text{当期純利益(税引後)}}{\text{自己資本}}$$

2. 税の最適化



BEPSへの対抗措置を踏まえたTax Saving

Aggressive Tax Planningとみなされない方策

経済的実態（実質）を伴うストラクチャーでなければならない。

- 採択されるストラクチャーは、ビジネス上の目的が明確化されている必要がある。
- 実体の無いストラクチャーの場合、租税回避行為とみなされる可能性がある。

移転価格リスクを回避できるストラクチャーでなければならない。

- 日本及び各国における移転価格リスクの分析を実施し、税務上のリスクを低減/回避できるストラクチャーが必要。

現地の税制、税務当局の方針を確認する。

- 現地での税制や各国税務当局の調査対応、税務執行方針等の確認。
- コンプライアンス対応。
- 事前確認制度（APA）の申請・取得による二重課税リスクの回避。

Tax Saving

着眼点 機能とリスクの負担に基づく所得配分

必要な拠点に必要な所得を配分するために・・・

- ビジネスから生じる利益の源泉となる活動内容の把握
- 特に超過収益をもたらす機能・リスク（例：R&D等の無形資産創出活動）を負担している拠点の明確化
- 無形資産の所在把握
- コスト・シェアリング等の活用による、R&D費用の負担方法の変更
- 税率格差の検討や繰越欠損金等の活用
- 赤字拠点への所得の配分も検討

企業のビジネス・モデルへの配慮

- 各社が行っている製造活動、R&D活動を別の拠点に移管することは可能か？
- 現地の顧客のニーズ（製品の品質、納期など）は満たせるか？
- 現地での労働者は確保できるか（言語など）？
- 外国人（日本人）の労働ビザの問題、個人所得税の問題など・・・

■ 製造・R&D拠点の移管（例）





6. 国税庁から見た税務ガバナンス

わが国での税務ガバナンス

- 会社法431条：会計の原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う。
- 会社法436条3項：計算書類等の確定手続である決算は取締役会の承認事項。
- 法人税法74条1項：確定した決算に基づき申告書を提出。
- 法人税法22条4項：課税所得計算は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い計算。

法人の計算及び内部手続の利用により、適正な課税所得計算が行われることが要請。



コーポレート・ガバナンスと税務ガバナンスの連携

国税庁による税務ガバナンスの確認項目

トップマネジメントの関与・指導

- 税務コンプライアンスの維持・向上に関する事項の社訓、コンプライアンス指針等への掲載
- 税務コンプライアンスの維持・向上に関する方針のトップマネジメントによる発信(例 社内LANに掲載、研修で伝達など)
- 税務調査の経緯や結果のトップマネジメントへの報告
- 社内監査や税務調査等で税務上の問題事項が把握された場合における、その再発防止策に対するトップマネジメントの指示・指導
- トップマネジメントへの再発防止策の運用状況の報告
- トップマネジメントから社内に対する税務調査への適切な対応についての指示

国税庁による税務ガバナンスの確認項目

経理・監査部門の体制・機能の整備・運用

- 税務上の処理(解釈)に関して、事業部門や国内外の事業所から経理担当部署への情報の連絡・相談体制の整備(例：一定の取引については経理担当部署へ決裁文書が回付されるなど)
- 税務精通者の配置状況、税務精通者の確保のために実施している事項
- 経理担当部署等による税務に関する社内監査の実施
- 税務コンプライアンスの維持・向上に関する経理部門と監査役・監査法人との連携
- 連結子法人や国内のグループ会社への税務面の情報交換の実施状況
- 海外の主要な子会社への会計監査・モニタリングの実施

国税庁による税務ガバナンスの確認項目

内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用

- 個々の業務における経理処理のチェック体制及び税務処理誤りの防止策
- 税務処理手続の明確化(例：マニュアルの作成など)
- 会計処理の適否が事後においても検証可能となる仕組の整備(例：請求事実の発生を証する資料、施工検査の写真、廃棄に係る客観的な証ひょう等の保存など)

国税庁による税務ガバナンスの確認項目

税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知

- 申告書の作成や日々の税務・経理処理に影響する税制改正等の情報提供状況
- 税務調査結果及び再発防止策の社内周知

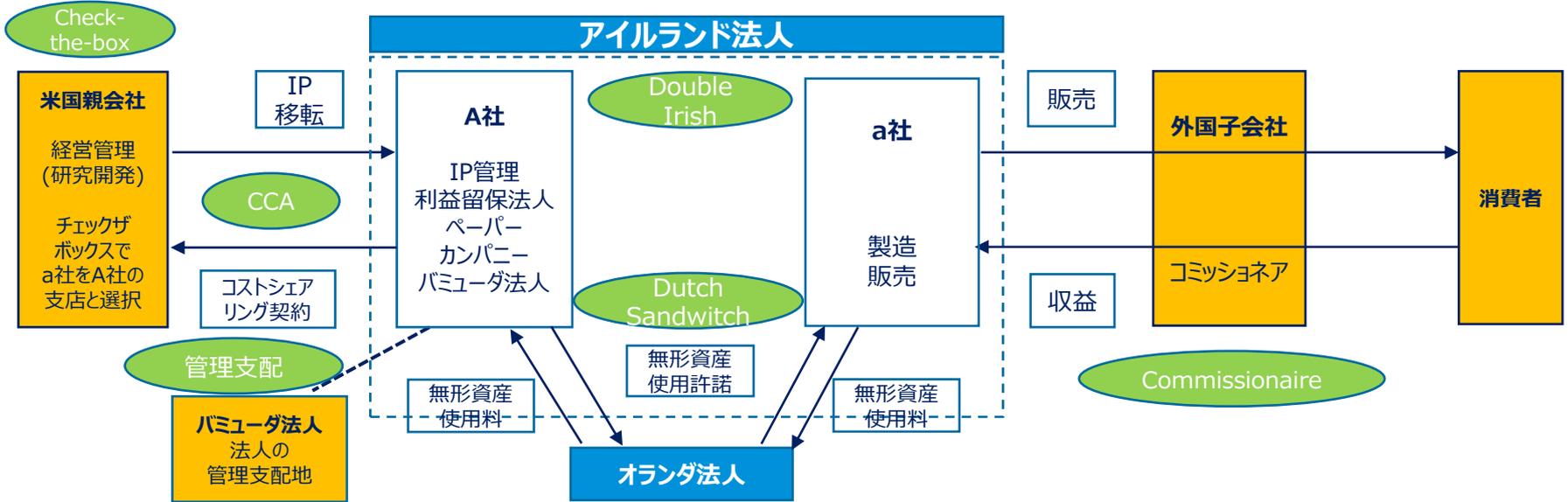
不適切な行為の抑制策の整備・運用

- 仮装・隠ぺいを行った社員に対する懲戒処分などのペナルティ制度の整備と運用



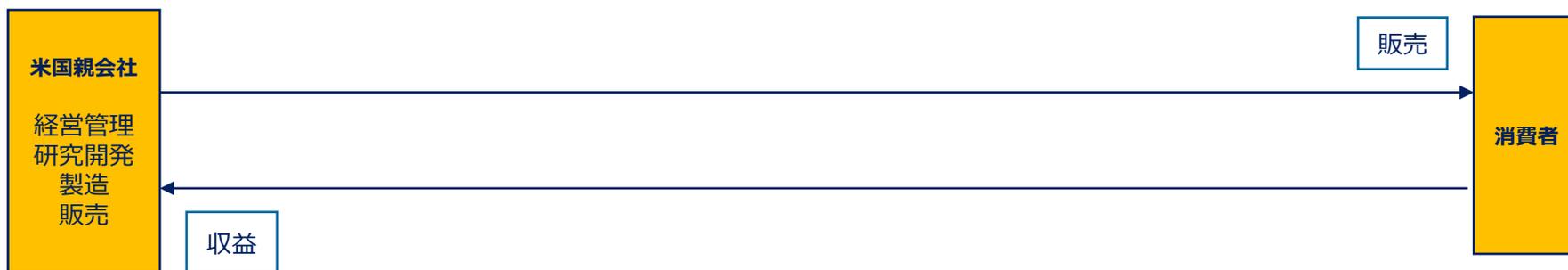
(參考資料)

Double Irish with a Dutch Sandwich



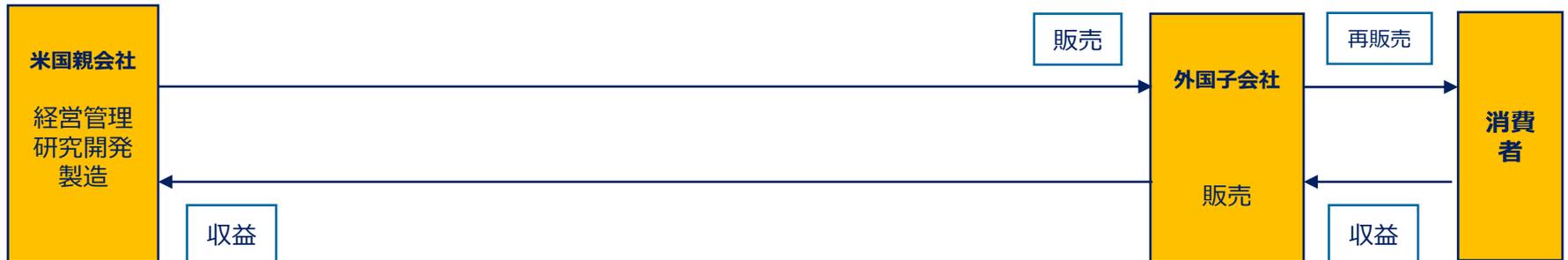
	米国親会社	バミューダ法人	アイランドA社	オランダ法人	アイランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	0%	10%	条約特典	10%	30%	8.2%
利益	10	無形資産利益 70				1	100
	分担金 5	費用分担 -5			製造利益 10		
					販売利益 9		
税額	6	0			1.9	0.3	8.2

Aggressive Tax Planning の組成



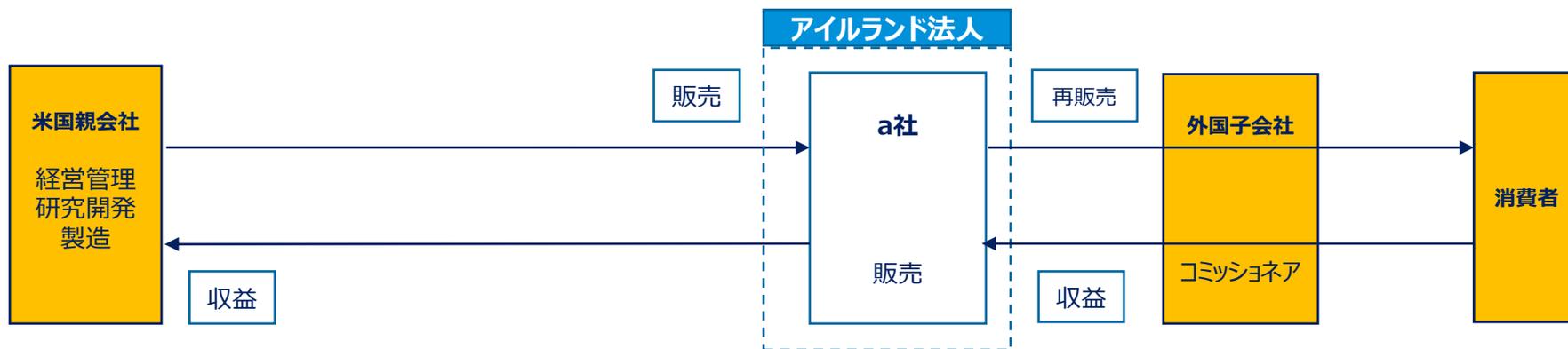
	米国親会社	連結
税率	40%	40%
利益	100	100
税額	40	40

米国外への販売機能移転



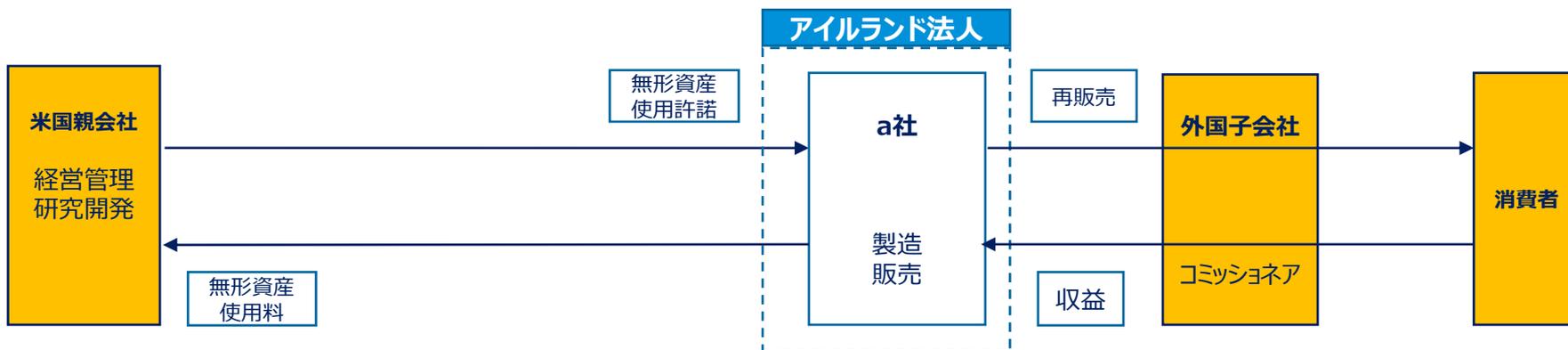
	米国親会社	外国子会社	連結
税率	40%	30%	39%
利益	90	販売利益 10	100
税額	36	3	39

コミッショネアによる軽課税国への販売利益移転



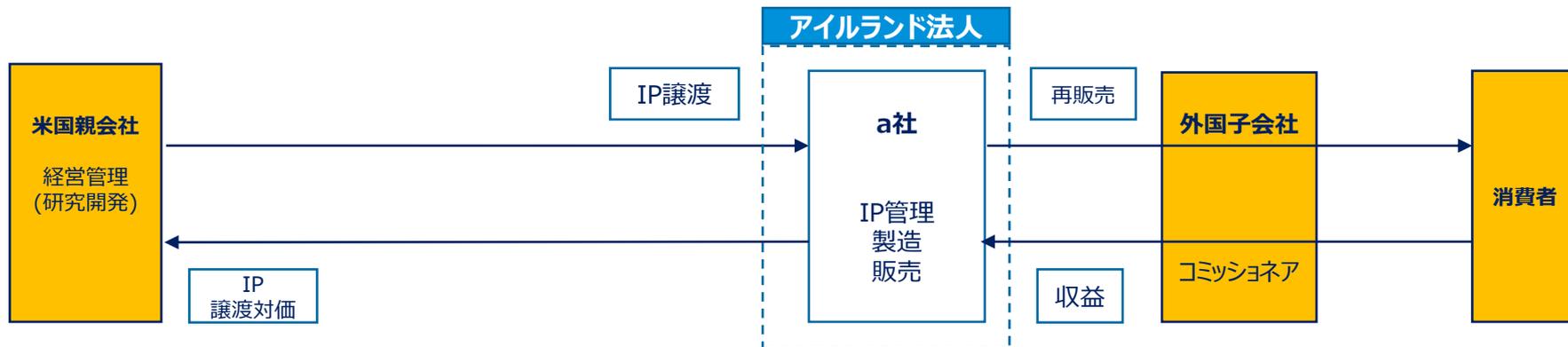
	米国親会社	アイランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	10%	30%	37.2%
利益	90	販売利益 9	1	100
税額	36	0.9	0.3	37.2

軽課税国への製造機能移転



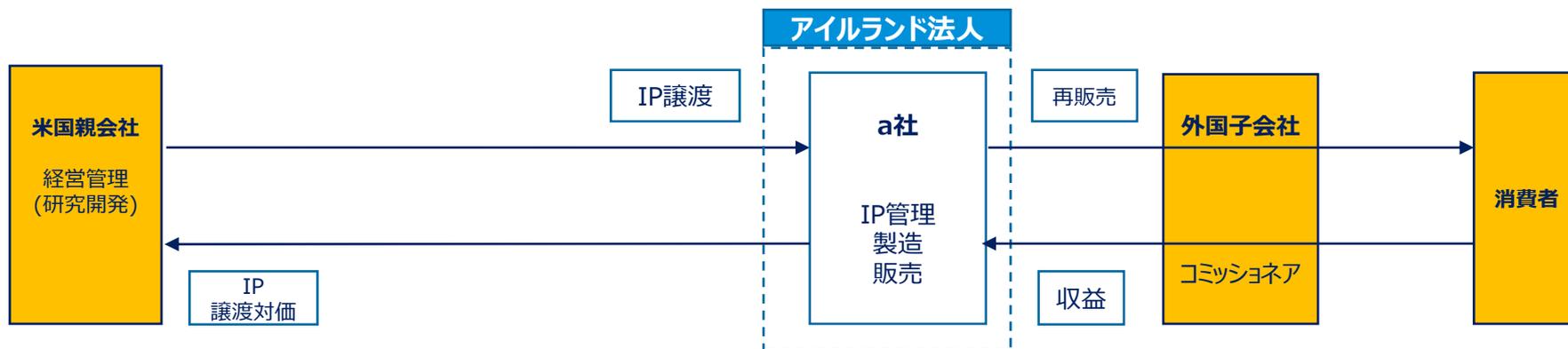
	米国親会社	アイルランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	10%	30%	34.2%
利益	80	製造利益 10 販売利益 9	1	100
税額	32	1.9	0.3	34.2

軽課税国へのIP譲渡



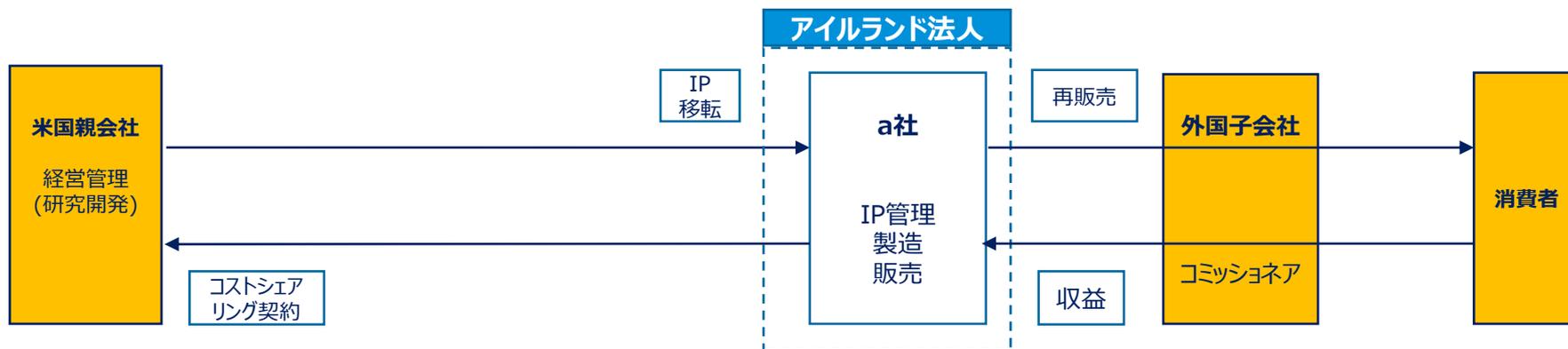
	米国親会社	アイルランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	10%	30%	13.2%
利益	10	無形資産利益 70 製造利益 10 販売利益 9	1	100
税額	4	8.9	0.3	13.2

IP譲渡への移転価格課税リスク



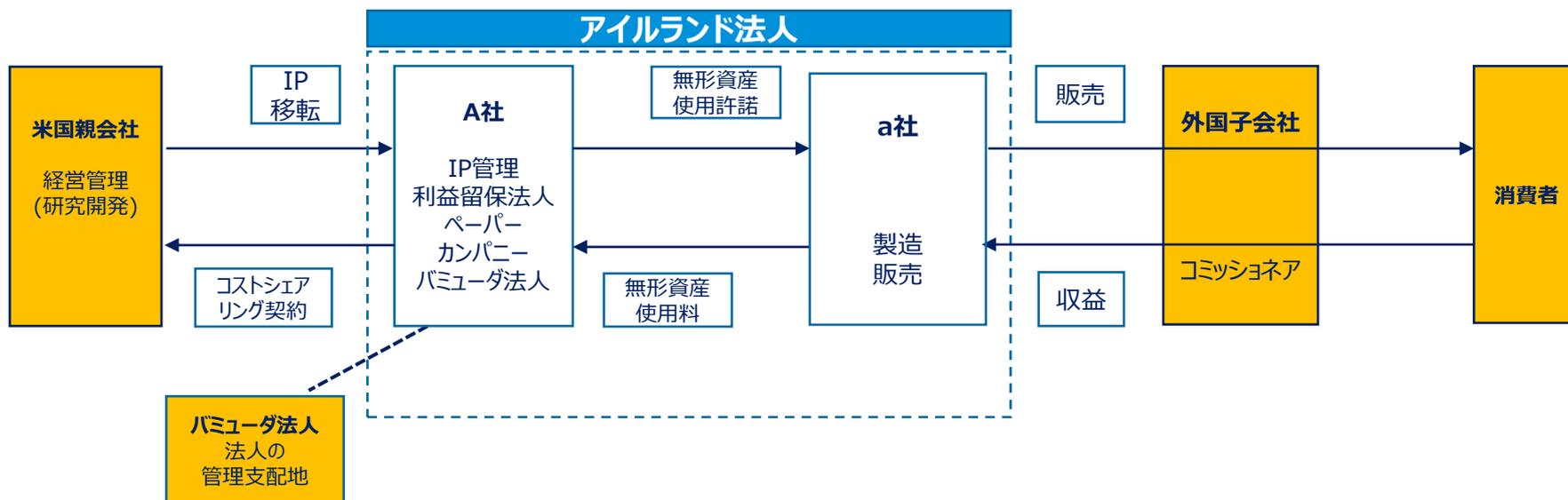
	米国親会社	アイルランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	10%	30%	34.2%
利益	10	無形資産利益 70 製造利益 10 販売利益 9	1	100
税額	32	1.9	0.3	34.2

コストシェアリングによる軽課税国への無形資産帰属利益移転



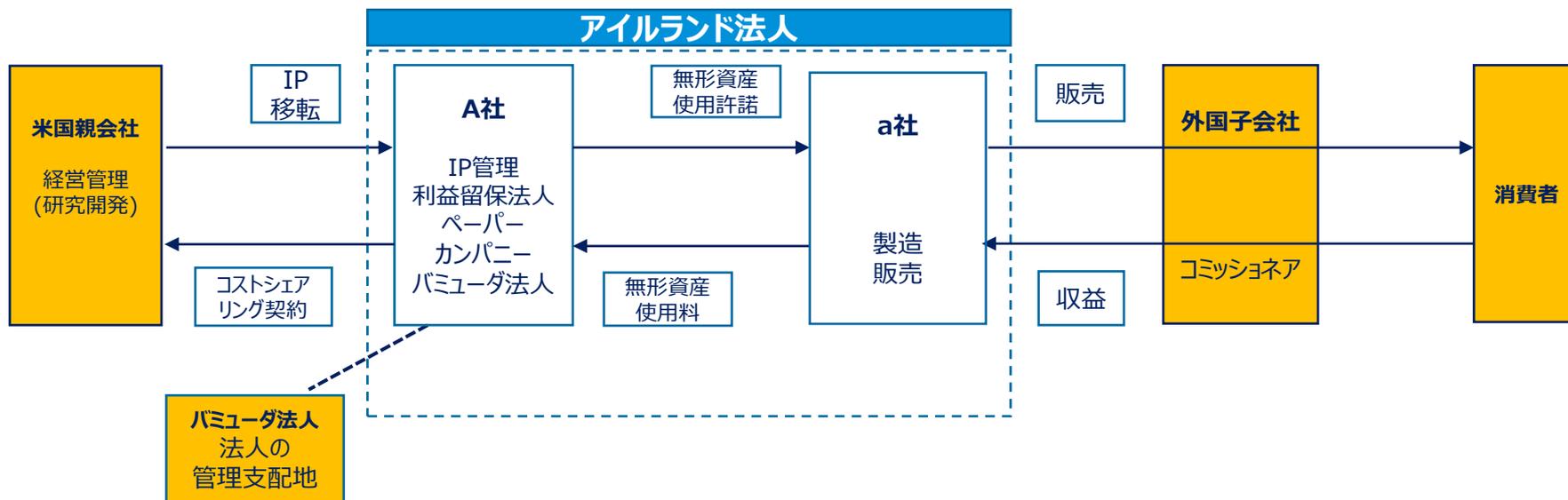
	米国親会社	アイルランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	10%	30%	14.7%
利益	10	無形資産利益 70	1	100
	分担金 5	費用分担 -5		
		製造利益 10		
		販売利益 9		
税額	6	8.4	0.3	14.7

Double Irish による管理支配バミューダ法人への利益移転



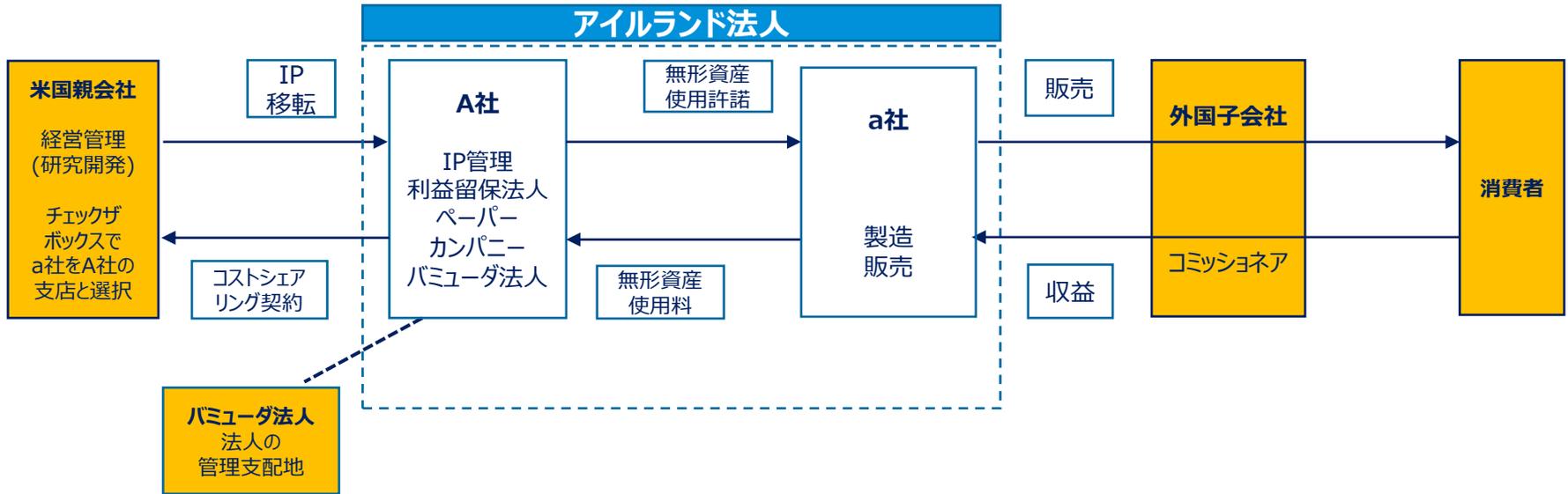
	米国親会社	バミューダ法人	アイルランドA社	アイルランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	0%	10%	10%	30%	15.2%
利益	10	無形資産利益 70			1	100
	分担金 5	費用分担 -5				
				製造利益 10		
				販売利益 9		
税額	6	0		1.9	0.3	15.2
				使用料源泉税 7		

管理支配バミュダ法人へのタックスヘイブン対策税制課税リスク



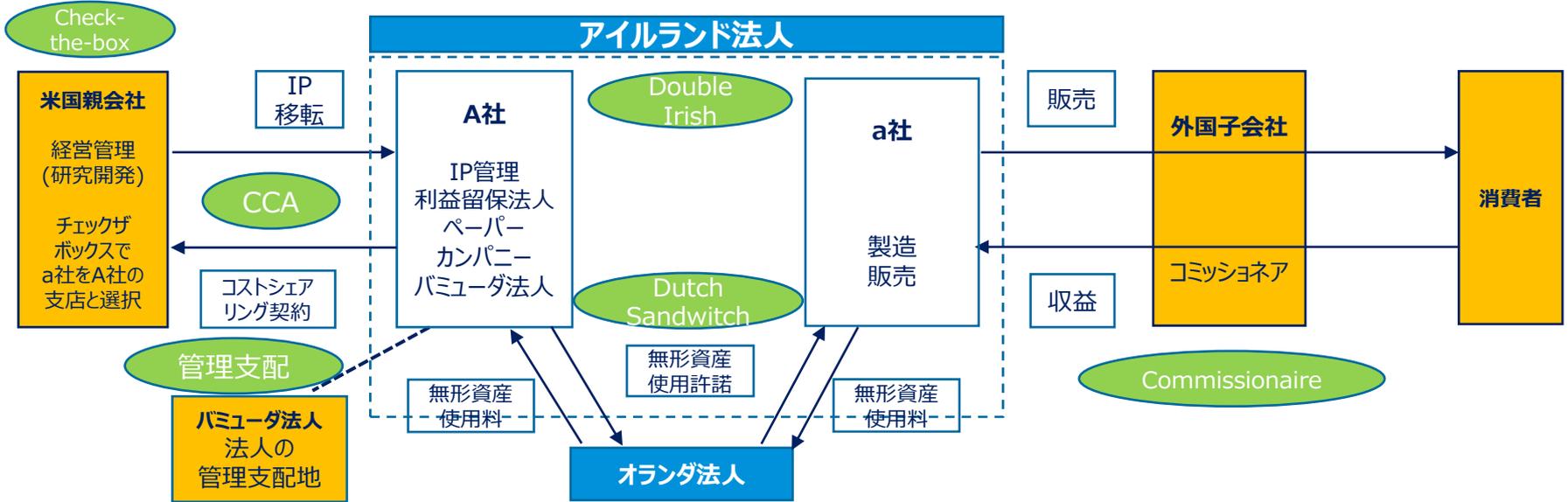
	米国親会社	バミュダ法人	アイルランドA社	アイルランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	0%	10%	10%	30%	41.2%
利益	10	無形資産利益 70		製造利益 10	1	100
	分担金 5	費用分担 -5		販売利益 9		
税額	32	0		1.9	0.3	41.2
				使用料源泉税 7		

チェックザボックスによるタックスハイブンを対策課税回避



	米国親会社	バミューダ法人	アイランドA社	アイランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	0%	10%	10%	30%	15.2%
利益	10	無形資産利益 70			1	100
	分担金 5	費用分担 -5				
				製造利益 10		
				販売利益 9		
税額	6	0		1.9	0.3	15.2
				使用料源泉税 7		

Dutch Sandwich による使用料源泉課税回避



	米国親会社	バミューダ法人	アイルランドA社	オランダ法人	アイルランドa社	外国子会社	連結
税率	40%	0%	10%	条約特典	10%	30%	8.2%
利益	10	無形資産利益 70				1	100
	分担金 5	費用分担 -5			製造利益 10		
					販売利益 9		
税額	6	0			1.9	0.3	8.2

マスターファイル(1/2)

組織のストラクチャー

- i. 多国籍企業の法的・所有関係のストラクチャーと事業体の所在地を示した図

多国籍企業の事業説明

- i. 多国籍企業の事業に関する以下の内容を含む概要説明
- ii. 事業上の利益を創出する重要なバリュードライバー**
- iii. 多国籍企業グループにおける収益上位5位までの製品・サービスと収益の5%超を占める製品・サービスのサプライチェーンについてグラフや図表等により概要説明
- iv. 多国籍企業グループのメンバー企業間での重要なグループ内サービス取極め（研究開発サービス以外）のリストと概要説明（重要なサービスを提供する主要拠点の能力、グループ内サービスのための費用配賦や対価設定に係る移転価格ポリシーの説明を含む）
- v. 上記2点目に記載された多国籍企業グループの主要製品・サービスに係る主要市場の地理的範囲の説明
- vi. 多国籍企業グループを構成する各事業体が行う**価値創造に対する主要な貢献**を説明する機能分析の簡潔な記述、例えば果たされた主要な機能、引き受けた重要なリスク、使用した重要な資産等に係る分析の説明
- vii. 事業年度中に行われた重要な事業再編取引、企業買収、企業分割の説明

マスターファイル(2/2)

多国籍企業の無形資産（移転価格ガイドライン第6章で定義された無形資産）

- i. 無形資産の開発、所有、活用に係る多国籍企業の全体的戦略の概要説明（主な研究開発施設と研究開発管理拠点の所在地に係る説明を含む）
- ii. 多国籍企業グループにおける**移転価格上重要な一連の無形資産と無形資産等を法的に所有する事業体のリスト**
- iii. 無形資産に係る**特定の関連者間の重要な契約のリスト**（費用分担取決め、主な研究サービス契約とライセンス契約を含む）
- iv. 研究開発と無形資産に係る**多国籍企業グループの移転価格ポリシー**の概要説明
- v. 事業年度中に行われた関連者間の**無形資産に係る重要な持分譲渡**の概要説明（関与した事業体、所在地国と対価に係る説明を含む）

多国籍企業の企業内金融活動

- i. 多国籍企業グループの資金調達方法の概要説明（非関連の貸し手との重要な資金調達取決めを含む）。
- ii. 多国籍企業グループの中で主要な金融機能を果たす企業の特特定（金融活動を行う事業体の所在地国での設立根拠法と事業体の実質的管理地の情報を含む）
- iii. 関連者間の資金調達取決めに係る多国籍企業の一般的な移転価格ポリシーの概要説明

多国籍企業の財務と税務のポジション

- i. 多国籍企業の対象事業年度の年次連結財務諸表、その他規制上、内部管理上、税務上の目的で作成された財務報告
- ii. 多国籍企業グループにおける既存の**ユニエAPA**と国家間の所得配分に係る他の**タックスルーリング**のリストと簡潔な説明

ローカルファイル(1/2)

現地の事業体

- i. 現地の事業体の経営ストラクチャー、組織図、現地の事業体の経営報告先の個人と主たる事業所所在国の説明
- ii. 現地の事業体が行う事業と事業戦略について詳細に説明し、当該又は直近の事業年度に現地の事業体が事業再編や無形資産譲渡に携わったか又は影響を受けたかを示し、現地の事業体に影響を及ぼした取引の説明
- iii. 主な競合企業

財務情報

- i. 対象事業年度に係る現地事業体の年次財務報告。監査済財務諸表が存在すればそれを提供し、存在しなければ未監査の財務諸表を提供する
- ii. 移転価格算定方法を適用するために使用する財務データと年次財務諸表との関係を示す情報、及び損益配賦の基準
- iii. 分析において比較対象に使用された関連財務データ明細の概要とその情報源

ローカルファイル(2/2)

関連者間取引

事業体が関与する関連者間取引の主なカテゴリー毎に以下の情報を提供する

- i. 主な関連者間取引（製造サービスの調達、商品購入、サービス、ローン、債務と業績保証、無形資産ライセンス等）と取引が行われた状況の説明
- ii. 現地の事業体が関与する関連者間取引の各カテゴリーへの企業内の受払金額、例えば製品、サービス、ロイヤルティ、利子等への受払金額の課税管轄地毎の区分
- iii. 関連者間取引のカテゴリー毎に関連者を特定し、関連者間取引における各関連者の関係
- iv. 現地の事業体により締結された主要な全ての関連者間契約書の写し
- v. 前年と比較した変更を含む、関連者間取引の文書化されたカテゴリー毎の納税者と関連者の間の詳細な比較可能性分析と機能分析
- vi. 取引のカテゴリーに応じた最適な移転価格算定方法とその算定方法を選択した理由の説明
- vii. どの関連者が検証対象企業に該当するかに係る明示と選択理由の説明
- viii. 移転価格算定方法を適用する場合の重要な前提条件の要約
- ix. 適切であれば複数年度検証を行う理由の説明
- x. 選定された比較対象取引（外部取引か内部取引）のリストと説明。移転価格分析において依拠する独立企業の関連財務指標情報（比較対象取引の選定方法と情報源に関する説明含む）
- xi. 差異調整の説明及び差異調整が検証対象の実績になされたのか比較可能な独立企業間取引の実績になされたのか、あるいは両方になされたのかについての説明
- xii. 選定された移転価格算定方法の適用により、関連者間取引が独立企業原則に則り価格設定されたと結論付ける理由の説明
- xiii. 移転価格算定方法の適用において利用された財務情報のサマリー
- xiv. 現地の税務当局が当事者でない、上記の関連者間取引に係る**ユニやバイ/マルチのAPAとタックスルーリング**の写し

国別報告書(1/3)

■ Table1. 課税管轄地別の所得、税額及び事業活動の配分概観

多国籍企業グループ名： 対象事業年度：										
課税管轄地	収入			税引前利益	法人税額 (納付税額 ベース)	当事業年度 発生法人税 額	資本金	利益剰余金	従業員数	有形資産額 (現金及び 現金等価物 除く)
	非関連者取 引	取 関連者引	取 総収入金額							
①	←	②	→	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

記載事項の概要

①グループ内の構成事業体における居住地国を全て記載

②グループ内の構成事業体と、非関連者及び関連者との取引から生じた収入、並びにそれらの合計額を記載。収入には棚卸資産取引、資産の販売、役務提供取引、ロイヤリティ取引、利息、プレミアム、その他の収入を含む。支払者の課税管轄地で配当として取り扱われる、他の構成事業体から受け取った金額は除く。

③各課税管轄地の**全ての構成事業体の税引前利益（損失）の合計**を記載。特別利益及び特別損益を含む。

④各課税管轄地の**全ての構成事業体が対象事業年度に納付した法人税額の総額**を記載。構成事業体への支払いに関して、他の法人が支払った源泉徴収税額も含む。

⑤各課税管轄地の**全ての構成事業体の、当期の課税所得又は損失に係る法人税額（税金費用）の合計金額**を記載。当期の事業のみを含め、繰延税額や未確定税金負債は除く。

⑥各課税管轄地の**全ての構成事業体の資本金の合計金額**を記載

⑦各課税管轄地の**全ての構成事業体の、対象事業年度末における利益剰余金の合計金額**を記載

⑧各課税管轄地の**全ての構成事業体の従業員数**を記載。フルタイムに換算し、年度末、当該年度の平均、あるいはその他の基準とし、毎年継続して使用。

⑨各課税管轄地の**全ての構成事業体の有形資産の簿価の合計金額**を記載。現金、現金等価物、無形資産、金融資産は除く。

国別報告書(2/3)

■ Table2. 課税管轄地別の多国籍企業グループの構成事業体一覧

多国籍企業グループ名： 対象事業年度：															
課税管轄地	課税管轄地に所在する構成事業体	事業体の設立地の課税管轄地（居住地が異なる場合）	主たる事業活動												
			研究開発	知的財産の保有・管理	購買・調達	製造・生産	販売・マーケティング・卸売	管理・監督・支援サービス	非関連者へのサービス提供	グループ内のファイナンス	法定の金融サービス	保険	株式又はその他持分金融商品	休眠状態	その他*1
	①	②	←					③	→						

記載事項の概要

- ①各課税管轄地の**全ての構成事業体**を、課税管轄地別、法人名別に記載する。
- ②構成事業体が法人として設立された課税管轄地が、当該事業体の所在地と異なる場合、**法人として設立された課税管轄地**を記載する。
- ③構成事業体が各課税管轄地で行う**主たる事業活動**に関して該当する項目にチェックを付す。

*1 構成事業体の事業活動の性質をTable3の追加情報に明示する。

国別報告書(3/3)

■ Table3. 追加情報

多国籍企業グループ名: 対象事業年度:
報告者が必要と考え、国別報告書に記載された報告義務のある情報の理解に役立つ追加の簡潔な情報や説明 を記載する。

記載事項の概要

外貨建ての財務データを、国別報告書を作成する法人が使用する通貨に換算した際の為替レート
財務データのソースデータと、ソースデータの変更の有無、変更があった場合にはその理由
その他必要に応じて記載



ご静聴ありがとうございました。

講師プロフィール



氏名	角田 伸広 (Nobuhiro TSUNODA)
所属	KPMG税理士法人 国際事業アドバイザー (移転価格) パートナー
役職/資格	法学博士(京都大学大学院) 経営法博士(一橋大学大学院) 税理士
経歴	<p>2013年からKPMG税理士法人国際事業アドバイザーに参画。</p> <p>国税庁では、 国際業務課長 (2011-13)、東京局課税第一部長 (2010-11)、大阪局課税第一部長 (2009-10)、同調査第一部長 (2009-10)、相互協議室長 (2006-2008)、国際企画官 (2004-06)、広島局調査査察部長 (2003-04)、IMF財政局コンサルタント (2000-02)、東京局国際情報課長 (移転価格担当) (1996-1998) 等を歴任。 租税条約等に基づく情報交換、OECDグローバルフォーラム、FATCA等への対応を行う。 OECD租税委員会各部会で、我が国税務当局代表として以下の議論に参画。 1996年無形資産取引に係るOECD移転価格ガイドライン策定、2013年無形資産取引に係るOECD移転価格ガイドライン改訂のためのディスカッションドラフト策定及びBEPS (税源浸食と利益移転) への対抗策としての行動計画策定。 UN国際租税協力専門家委員会で、我が国税務当局代表として以下の議論に参画。 2011年国際連合モデル租税条約改訂、2012年新興国・途上国のための移転価格実務マニュアル策定。</p> <p>最近の著書は、「タックスヘイブン対策税制の実務詳解」「移転価格税制の実務詳解」藤枝純との共著、「BEPS移転価格文書の最終チェックQ&Aー税務ガバナンスの構築に向けて」「BEPSで変わる移転価格文書の作成実務」いずれも中央経済社。</p>



お問合せ先

KPMG税理士法人

国際事業アドバイザー

パートナー 角田 伸広

TEL: 03-6229-8040

Email: nobuhiro.tsunoda@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/tax